

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第1編 総則】

頁	新	旧
1	<p>第1章 総則 第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第1章 総則 第1節 計画の目的</p> <p>(略)</p> <p>第2 計画の策定及び修正 県防災会議は、県地域防災計画を作成し、及び毎年当該計画に検討を加え、必要に応じて修正を行う。 <u>災害対策基本法で定められている国、県、市町村の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。</u></p>
1	<p>第2 計画の構成 <u>この計画は、以下の6編をもって構成している。</u></p> <p><u>第1編 総則</u> <u>第2編 震災対策編</u> <u>第3編 風水害対策編</u> <u>第4編 複合灾害対策編</u> <u>第5編 広域応援編</u> <u>第6編 事故灾害対策編</u></p> <p><u>第1編総則は、計画全般にわたる基本理念を示すとともに、県の防災体制や各関係機関の役割などの共通事項を整理したものである。</u> <u>第2編震災対策編は、地震による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、火山噴火降灰対策は本編の第5章に記載している。</u> <u>第3編風水害対策編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。なお、雪害対策については本編の第5章で記載している。</u> <u>第4編複合灾害対策編は、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生した場合の対策の方向性をまとめたものである。</u> <u>第5編広域応援編は、首都圏広域災害が発生した場合を想定し、県における広域応援の主な対応をまとめたものである。</u> <u>第6編事故灾害対策編は、火災、危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故災害、鉄道事故、航空機事故などについて、それぞれ対策をまとめたものである。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

2	<u>【埼玉県地域防災計画の構成】</u> <u>(図)</u>	<u>(追加)</u>
2	<u>(第1章第4節へ移設)</u>	<p><u>第3 計画の効果的推進</u></p> <p><u>1 自助、共助による取組の推進</u> 災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。</p> <p><u>2 男女共同参画をはじめとした多様な視点</u> 県、市町村は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。</p> <p><u>3 広域的な視点</u> 他の都道府県（九都県市を含む）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。</p> <p><u>4 人的ネットワークの強化</u> 県及び市町村、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。</p> <p><u>5 デジタル化の推進</u> 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システム（S I P 4 D等）を活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。</p> <p><u>6 計画の効果的推進に向けた取組</u> 本計画を効果的に推進するため、県、市町村は次の点に留意して取組を進めるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底 ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証 ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映 </div> <p>県、市町村は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力を</p>

		<p><u>し、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。</u> <u>また、県は、平時から災害ごとに對処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関が一層協力できる体制を構築する。</u></p>
4	第3 計画の用語 (略)	第4 計画の用語 (略)
5	<p>第2節 埼玉県の概況</p> <p>第1 <u>自然条件</u></p> <p><u>1 位置と面積</u> 本県は関東地方の中央部から西部に位置する内陸県で、東は茨城県、千葉県、西は長野県、山梨県、南は東京都、北は群馬県、栃木県の1都6県に接している。 県土の面積は国土の約1%に当たる約3,798km²で、全国で39番目の広さであり、県全域が都心から約100kmの圏域に含まれている。</p> <p><u>2 地勢</u> 地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別される。 西部地域は、秩父中・古生層、第三紀層、長瀬系結晶片岩等からなる山地であり、ほぼ中央に第三紀層の丘陵と台地からなる秩父盆地がある。本県の最高峰である三宝山(2,483m、長野県境)をはじめ2,000m級の山々が連なり、甲武信ヶ岳(2,475m、山梨・長野県境)に始まる荒川は、大洞川、中津川等を集め、秩父山地を侵食し、深い渓谷を造って秩父盆地に至り、さらに赤平川等を合わせて大里地方へと流下している。 中央部地域は、秩父山麓に走る古い断層の「八王子構造線」を西の境、神流川及び利根川を北の境として、松久、比企、加治、狭山等の丘陵、それに繞いて北武蔵、入間、武藏野等の台地が広がっている。これらの台地は、古い火山灰が堆積した関東ローム層で覆われており、その中を小山川、荒川、都幾川、越辺川、高麗川、入間川等が流れている。 東部地域は、中央部地域に続く大宮台地等もあるが、海拔20m以下の沖積低地、海拔0mに近い荒川低地、中川低地が一面に広がり、その中を中川、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、芝川等が流れている。</p> <p><u>3 河川</u> 本県の河川は、利根川水系及び荒川水系の2水系に区分される。 なお、県土面積に占める河川面積の割合は3.9%であり、全都道府県の中で2番目に高くなっている</p> <p>(1) 利根川水系 利根川は群馬県を源流とし、神流川、鳥川と合流したのち県北端の群馬県境を流れ、渡良瀬川と合流してから茨城、千葉の県境を流れ、最終的には銚子市において太平洋に注ぐ。利根川水系には、江戸川、神流川などの大河川をはじめとして、中小河川の小山川、福川、中川、綾瀬川などが含まれる。また、本県の東側を流れる江戸川は利根川の派川であり、本県と千葉県境より関宿町付近で分かれ東京湾に流下する。本県内における利根川水系の流域面</p>	<p>第2節 埼玉県の概況</p> <p>第1 <u>概況</u></p> <p><u>埼玉県は関東平野の内部に位置する内陸県で、東経138度42分から139度54分、北緯35度45分から36度17分に位置する。</u> <u>東西に約103km、南北に約52km、面積はおよそ3,800平方キロメートルで、山地面積がおよそ3分の1、残りの3分の2を平地が占めている。この広さは国土の約100分の1に当たり、全都道府県のうち39番目の大きさである。</u> <u>主な河川は、秩父山系を源とする荒川と、「坂東太郎」の異名を持つ利根川である。</u> <u>気候は、夏は蒸し暑く、冬は乾燥した北西の季節風が吹く日が多いのが特徴である。風水害は比較的少ない一方、快晴日数が多く、暮らしやすい気候である。</u> <u>地勢的には海岸線や火山がなく、土砂災害の発生件数も少ない。また、人工構造物にあっては地下街や石油コンビナートが存在しない等、潜在的な災害リスクが相対的に少ない状況にある。</u></p>

積は約 1,486k m²である。中川は県東部平坦地流域約 950k m²の低地排水河川として大落古利根川、元荒川等を集流し、東京湾に注ぐ。

(2) 荒川水系

荒川は秩父山地を源流とし、県のほぼ中央部を貫流する。秩父盆地を経て熊谷地先に扇状地を形成し吉野川、和田吉野川と合流する。この荒川上流域の面積は約 1,150k m²であり、平坦地に入るとともに右岸に市野川及び入間川と合流する。入間川は、外秩父山地より発する荒川の一大支川で越辺川、都幾川、楓川、高麗川、小畔川等の多数の支川を集め、それらの集水面積は約 740k m²である。荒川水系の下流部の右岸側に流域面積約 400k m²をもつ新河岸川があり、岩淵水門下流で隅田川に合流する。左岸側では、大宮台地から発し、県南地方 200 k m²を集水する鴨川、芝川、笛目川等があり、荒川合流部には逆止水門が設置されている。

4 気候

埼玉県の気候は、太平洋側気候に属する。冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥する。夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴である。梅雨と秋霖（しゅうりん）のころは、曇りや雨の日が多く雨季のごとき現象を呈す。台風は襲来するが、強烈なものは少ないといえる。さらに、地形、海拔などを考慮すれば、北部をはじめとして大部分は内陸性であるが、南部の平地では沿岸の気象特性が加わり、秩父地方の山地では、盆地型の気候や山岳気候が現われている。

埼玉県における四季の変化は規則正しく明瞭で、熊谷における年平均気温と年間降水量は 15.4°C、1305.8mm と、生活にはおおむね好適といえるが、台風、雷などによる様々な気象災害が毎年起こっている。春先には晩霜、5月～7月には降ひょうに注意が必要である。6月から 7月中ごろにかけての梅雨と、9月から 10月初めにかけては特に雨が多くなっている。

(1) 地勢による特性

ア 平野部の気候

県の東部に位置する平野部のうち、北部は内陸性、南部は海洋性の特徴が見られる。しかし、あまり大きな差はない。

イ 山地の気候

県の西部に位置する山地のうち、南部及び東部（旧大滝村から飯能市付近）で雨が多く、北西部（旧吉田町から旧児玉町付近）ではやや少なくなっている。夏には雷雨が多く発生する。降水量の最も多いのは 9 月である。気温は平地にくらべると、2～4°C位低く、標高に対しては、100m 高くなるごとに 0.6°C位ずつ低くなる。

春と秋は短く、冬の期間が長くなっている。雪は主として山地の南部に多く、山岳地方ではかなりの積雪となる。

秩父盆地では 10 月から 11 月にかけて朝霧が発生しやすく、3～4 日に 1 日くらいの割合で霧が発生する。盆地では風がきわめて弱く、夏の日中の気温がかなり高い一方、冬の期間は冷え込みが強く、朝の最低気温はかなり低くなる。

(2) 地域による特性

ア 南部

	<p><u>冬の北西の季節風は比較的弱いが、日本海を発達した低気圧が通るときに南の風が強まる。朝の冷え込みは比較的弱いため、冬においても、県内では暖かい地域といえる。霜の降りる期間も短い。南の地域ほど海の影響を受けやすく、台風などの時には塩害を受けることもある。山沿いでは冬の夜間の冷え込みが強く最低気温が-10℃ぐらいに下がることもある。</u></p> <p><u>イ 北部</u></p> <p><u>夏と冬の気温が県内で高い地域にある。夏の日最高気温は熊谷で41.1°Cを記録している。雷雨が多く突風が吹きやすく、また降雹（こうひょう）の多い地域もある。雨量は県内で比較的少ない。冬の季節風が強まると、県内で最も風の強い地域となる。山沿いでは夜間の冷え込みが強く晩霜の害を受けやすい。</u></p> <p><u>ウ 秩父地方</u></p> <p><u>県内では気温が低い地域で、霜や氷の期間が比較的長い。盆地では冬期に夜間の冷え込みが強く、秩父における1月の平均最低気温は-3.8°Cであり、最低記録としては-15.8°Cを記録している。気温の日較差が大きい。</u></p> <p><u>風は一般に弱いが、台風時には瞬間に強い風が吹く。雨量は9月に最も多く、県内では雨の多い地域となっている。また、放射霧による濃霧の発生が多い。</u></p>	
7	<p><u>第2 社会環境</u></p> <p><u>1 人口</u></p> <p><u>(1) 人口・世帯</u></p> <p><u>令和2年国勢調査によると、本県の総世帯数は3,162,743世帯で、そのうち一般世帯数は3,157,627世帯、施設等の世帯数は5,116世帯であった。一般世帯数は、前回調査（平成27年）と比べると189,699世帯増加（6.4%増）した。一般世帯の1世帯当たり人員は前回調査より0.13人減少して2.28人であった。家族類型別に一般世帯をみると、核家族世帯は前回調査より29,476世帯増加して1,849,525世帯であったが、一般世帯に占める割合は61.3%から58.6%に低下した。65歳以上世帯員の単独世帯は、前回調査より57,186世帯増加（20.7%増）して332,963世帯で、一般世帯に占める割合も9.3%から10.5%に增加了。</u></p> <p><u>(2) 昼間人口</u></p> <p><u>令和2年国勢調査によると、本県の昼間人口は前回調査（平成27年）より82,509人増加して6,434,818人（増加率1.3%）で、全国5位であった。</u></p> <p><u>また、夜間人口（常住人口）7,344,765人に対する昼間人口の比率（昼夜間人口比率）は87.6%で平成27年調査より0.2ポイント上昇したものの、引き続き全国で最も低い比率であった。本県に常住する就業者・通学者は4,710,482人で、このうち県外で従業・通学している者は1,233,366人（うち東京都で従業・通学している者1,083,262人）であった。一方、他の都道府県に常住する就業者・通学者のうち、本県に従業・通学している者は323,419人（うち東京都に常住する就業者・通学者190,734人）であった。</u></p>	<u>(新設)</u>

2 交通

鉄道網は、JR東日本9路線、東武鉄道5路線、西武鉄道5路線、東京地下鉄1路線、秩父鉄道1路線、埼玉新都市交通1路線、埼玉高速鉄道1路線、つくばエクスプレス1路線により形成されている。

乗合バスの路線網は、東武バス、西武バス、国際興業等により形成されている。

道路網については、東京から放射状に延びる関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道と東西方向の東京外環自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の高速道路や、一般国道4号、16号、17号等の幹線道路により形成されている。

本県における道路法上の道路延長（実延長、高速自動車国道を除く。）は、令和3年4月1日現在、47,294km（一般国道1.9%、県道5.3%、市町村道92.8%）であり、全国第5位の道路延長である。

3 土地利用

令和2年における県上の利用形態は、県上面積約3,798k m²のうち、おおよそ、森林が32%、農地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水路が5%、その他が14%で、農林地の面積が、県土の51%を占めている。また、本県の可住地面積（令和2年10月1日現在）は、2601.6k m²（県土の68.5%）で、全国の可住地面積比率（33.0%）の約2倍、大阪府（70.0%）に次ぐ高い比率となっている。

本県の土地利用を大まかに分けると、県の西部が森林、北部及び東部・中西部の一部が農用地、南部が宅地に区分される。市街地は、都心から放射状に延びた鉄道に沿って拡大している。

7

(削除)

第2 本県における災害

本県で発生する災害には、次のようなものが挙げられる。

1 自然災害

【気象災害】

・大雨災害

浸水害、土砂災害、洪水害

・その他の降雨災害

土壤浸食災害、長雨災害（腐食・疫病蔓延）、大気乾燥（火災・疾病誘発）、渴水・干旱害（用水不足・塩害）

・風災害

風力による破壊災害、飛砂・風塵による災害、フェーン現象（自然発火）、乱気流（航空機事故等）、拡散気流（大気汚染・悪臭等）、竜巻（旋風）

・雪害

積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、雪崩災害、着雪・着氷灾害（架線切断）、吹雪災害（列車・登山事故）

・酷寒（気温低下）災害

凍土（路盤破壊）、凍傷（人体障害）、冷害（農作物被害）

・酷暑（気温上昇）災害

膨張破壊（レール膨張の列車事故、コンクリート亀裂）、自然発火（山林火灾、木造家屋火災）、疾病（熱中症・機能低下）

	<ul style="list-style-type: none"> ・霜害 <u>農作物被害</u> ・雹（ひょう）害 <u>人体被害、建造物・構造物破損、農作物被害、通信網途絶</u> ・雷害 <u>人体被害、建造物・構造物火災、電子機器破損</u> ・霧害 <u>交通視界困難</u> ・湿度害 <u>疾病</u> <u>【地変災害】</u> ・地震災害 <u>土砂災害、地割れ、液状化、建造物・構造物の損傷・崩壊・火災、ライフライン途絶、帰宅困難者の発生</u> ・火山災害 <u>降灰</u> <p><u>【資料編 I-1-2-2】その他の気象災害</u> <u>【資料編 II-1-1-3】埼玉県における地震被害</u></p> <p><u>2 人為灾害（大規模事故）</u> <u>本県で過去に生じた大規模事故は、火災及び列車事故となっている。</u></p> <p><u>【資料編 I-1-2-3】人為灾害</u></p>
9	<p><u>第3節 防災の基本理念</u></p> <p><u>1 被害の最小化と埼玉版FEMAの推進による災害対応力強化</u></p> <p><u>災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。</u></p> <p><u>災害対策の実施に当たっては、県が調整・連絡機能を發揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連絡を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版FEMA」を推進する。</u></p> <p><u>2 自助・共助の強化</u></p> <p><u>住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、県、市町村、住民等が一体となって最善の対策をとることで、県民の被害を最小化する。</u></p> <p><u>3 効果的な災害予防</u></p> <p><u>第3節 埼玉県の防災対策の基本方針</u></p> <p><u>県民の命を守り、いち早く復旧復興を果たすことを目標とし、事前の備え（予防・事前対策）、発災時の対応（応急対策）、速やかな生活再建（復旧・復興対策）に取り組む。</u></p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の対応に当たっては県民の安心を確保するため、スピーディな判断と柔軟な発想で臨むこととする。</u></p> <p><u>1 自助、共助の強化。</u></p> <p><u>家庭における取組（家具の固定、災害用伝言サービスの利用、家庭内備蓄等）を促進することにより自助を強化するとともに、自主防災組織などの共助の能力を高めることで、県民の被害を最小化する。</u></p> <p><u>2 広域的な応援・支援体制の整備。</u></p> <p><u>7つの都県と県境を接する本県は関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側、さらに西日本から首都圏への玄関口となっている。</u></p> <p><u>こうした地の利を生かし、本県は避難の受け皿や応援・支援の拠点として、国に協力して首</u></p>

	<p><u>災害に備えるための措置について、ハード・ソフトを適切に組み合わせ、効果的な災害対策を推進する。</u> <u>併せて、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。</u></p> <p>4 迅速な災害情報収集と被災者支援 <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u> <u>また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</u></p> <p>5 適切かつ速やかな災害復旧・復興 <u>発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。</u></p>	<p><u>都圏の復旧復興に取り組む。</u></p> <p>3 災害の拡大・二次災害への備え <u>首都圏は一体として様々な機能を分担している。首都直下地震発生時等によって、湾岸の石油コンビナートや発電所、交通網が壊滅的な被害を受けると、長期にわたる停電や燃料枯渇などによる二次災害のおそれがある。</u> <u>こうした万が一の事態に備え、県庁舎や災害拠点病院などの防災拠点の電源・燃料の多量化や、県外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進める。</u></p>
10	<p><u>第4節 計画の効果的推進</u></p> <p>1 自助、共助による取組の推進 <u>災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていく。</u></p> <p>2 ジェンダー主流化（＊）をはじめとした多様な視点 <u>県、市町村は男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく。</u></p> <p>*ジェンダー主流化：ジェンダーの視点（性別による固定的役割分担、性差別、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しているとする視点）から、各種制度や事業において性別を理由に異なる結果がもたらされていないか精査を行い、男女間の格差が生じている場合には、ジェンダー平等の達成に向けて取り組み、事業効果の向上を図ること。</p> <p>3 広域的な視点 <u>他の都道府県（九都県市を含む）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。</u></p> <p>4 人的ネットワークの強化 <u>県及び市町村、防災関係機関、協定締結団体等は、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。ま</u></p>	<p><u>(第1章第1節第3から移設)</u></p>

た、県が調整・連結機能を發揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る。

5 デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、県、市町村は次の点に留意して取組を進めるものとする。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

県、市町村は地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

また、県は、平時から災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めたシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係機関が一層協力できる体制を構築する。

12 第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

第1 防災機関等の役割

1 県の役割

(略)

(移設) 末尾の索引に移動

(削除)

第2章 防災体制

第1節 防災機関等の役割

第1 県の役割

1 県の責務

(略)

2 各部局の分掌事務

(1) 平時（予防・事前対策）

(略)

(2) 災害発生時（応急対策、復旧・復興対策）

大規模災害発生時には、災害対策本部を設置し、下記の各部及び支部が災害対応に当たる。災害対策本部の体制は、「第2節 防災体制 第1－1 県災害対策本部の機構及び組織（第1編－34ページ）」のとおりである。

なお、災害対策本部を設置しない災害においては、非常体制に準じた配備を行い、迅速かつ必要十分な対応を実施する。

(移設・修正)

部局名	分掌事務	本計画の該当箇所
(略)	(略)	(略)

(移設・修正)

○ 各部の組織及び主な分担事務

部名 構成課等	部長	副部長	主な分担事務
(略)	(略)	(略)	(略)
産業対策部 産業労働政 策課、商業 ・サービス 産業支援 課、産業支 援課、先端 産業課、企 業立地課、 次世代産業 幹、金融 課、観光 課、雇用労 働課、人材 活躍支援 課、多様な 働き方推進 課、産業人 材育成課	産業労働部長	産業労働部 副部長 産業労働部 雇用労働局 長	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
救援福祉部 福祉政策課 、社会福祉 課、 <u>高齢介 護課</u> 、障害 者福祉推進 課、障害者 支援課、福 祉監査課、 少子政策課 、こども安 全課	(略)	(略)	(略)

(移設・修正)

- 支部の設置場所、担当区域
(略)

(移設・修正)

- 各部の分掌事務
(略)

(移設・修正)

- 第2 市町村の役割
(略)

(移設・修正)

- 第3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割
(略)

(移設・修正)

1 指定地方行政機関

名称	内容
(略)	(略)

(移設・修正)

2 自衛隊

名称	内容
陸上自衛隊第32普通科連隊	(略)

(移設・修正)

3 指定公共機関

名称	内容
(略)	(略)
東京ガスネットワーク(株)	(略)

(移設・修正)

4 指定地方公共機関

名称	内容
(略)	(略)

(移設・修正)

第4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

名称	内容
(略)	(略)

第5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

(移設・修正)

○ 各部の役割

部名 構成課等	部長	副部長	主な役割
(略)	(略)	(略)	(略)
総務部 人事課、職員健康支援 課、文書 課、学事 課、税務 課、個人県民税対策 課、管財 課、統計 課、総務事務センタ 一、行政監察幹、情報システム戦略課、営繕課（県営住宅建築担当は除く）、設備課（県営住宅設備担当は除く）	総務部長	総務部人財政策局長 総務部税務局長 都市整備部副部長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康等に関すること ・税の徵収猶予・減免措置に関すること ・私立学校の災害対策に関すること ・庁舎の維持管理に関すること ・県有施設の応急復旧に関すること <u>・職員の参集状況の把握に関すること</u>
給水部 企業局総務課、企業局財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課、工事検査員、 <u>保健医療部生活衛生課（水</u>	企業局長	管理部長 水道部長	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保、供給に関すること

(略)

(移設・修正)

<u>道担当)</u>				
産業対策部 産業労働政策課、商業・サービス 産業支援課、産業支援課、 <u>産業創造課</u> 、企業立地課、 <u>産業拠点整備推進幹</u> 、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課	産業労働部長	産業労働部 産業政策局長 産業労働部 地域経済・観光局長 産業労働部 雇用労働局長		
(略)	(略)	(略)	(略)	
救援福祉部 福祉政策課、社会福祉課、 <u>高齢者福祉課</u> 、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども安全課	(略)	(略)	(略)	
2 市町村の役割 <u>市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画（市町村地域防災計画）を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。</u>				(移設・修正)

当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び県民等の協力を得て、その有する全機能を有効に發揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

○ 指定地方行政機関の役割

名称	主な役割
<u>関東総合通信局</u> <u>(略)</u>	<u>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</u> <u>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援</u> <u>3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること</u> <u>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</u> <u>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

(移設・修正)

(移設・修正)

○ 自衛隊の役割

名称	主な役割
<u>陸上自衛隊第32普通科連隊、航空自衛隊中部航空方面隊</u>	<u>1 災害派遣の準備</u> <u>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること</u> <u>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること</u> <u>(3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施</u> <u>2 災害派遣の実施</u> <u>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急</u>

(移設・修正)

救援又は応急復旧の実施に関すること
(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する
物品の無償貸与及び譲与に関すること

○ 指定公共機関の役割

名称	主な役割
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)</u>	<u>1 ガス供給施設(製造施設も含む)の建設及び安全保安に関すること</u> <u>2 ガスの供給の確保に関すること</u>

(移設・修正)

○ 指定地方公共機関の役割

名称	主な役割
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

(移設・修正)

4 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

また、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

○ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割

名称	主な役割
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>

(移設・修正)

5 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

県は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

県と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

○ 災害時応援協定締結団体・事業者等の役割

名称	主な役割
<u>埼玉県建設業協会</u>	<u>1 県が管理する道路、河川の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事</u> <u>2 流域下水道施設の応急対策業務</u> <u>3 被災建築物応急危険度判定の実施</u>
<u>埼玉県解体業協会</u>	<u>倒壊建築物等の除去</u>
<u>埼玉県倉庫協会</u>	<u>救援物資の保管</u>

(移設・修正)

(移設・修正)

	<table border="1"> <tr><td>埼玉県葬祭業協同組合</td><td>棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送</td></tr> <tr><td>物資事業者</td><td>救援物資の供給</td></tr> <tr><td>自動車事業者</td><td>避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与</td></tr> <tr><td>日本水道協会</td><td>給水車の派遣、水道施設の応急復旧</td></tr> </table>	埼玉県葬祭業協同組合	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送	物資事業者	救援物資の供給	自動車事業者	避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与	日本水道協会	給水車の派遣、水道施設の応急復旧																										
埼玉県葬祭業協同組合	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送																																		
物資事業者	救援物資の供給																																		
自動車事業者	避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与																																		
日本水道協会	給水車の派遣、水道施設の応急復旧																																		
24	<p>第2節 防災体制</p> <p>第1 県の体制</p> <p>1 県災害対策本部の機構及び組織</p> <p>(2) 部および支部の組織</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支部名</th> <th>設置場所</th> <th>担当区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたま支部</td> <td>さいたま 県税事務所</td> <td>さいたま市</td> </tr> <tr> <td>川口支部</td> <td>南部地域振興 センター</td> <td>川口市 蕨市 戸田市</td> </tr> <tr> <td>朝霞支部</td> <td>南西部地域振興 センター</td> <td>朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見 市 ふじみ野市 三芳町</td> </tr> <tr> <td>春日部支部</td> <td>東部地域振興 センター</td> <td>春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷 市 吉川市 松伏町</td> </tr> <tr> <td>上尾支部</td> <td>県央地域振興 センター</td> <td>鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町</td> </tr> <tr> <td>川越支部</td> <td>川越比企地域 振興センター</td> <td>川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑 川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩 山町 毛呂山町 越生町 東秩父村</td> </tr> <tr> <td>所沢支部</td> <td>西部地域振興 センター</td> <td>所沢市 狹山市 飯能市 入間市 日高市</td> </tr> <tr> <td>行田支部</td> <td>利根地域振興 センター</td> <td>行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓼田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町</td> </tr> <tr> <td>熊谷支部</td> <td>北部地域振興 センター</td> <td>熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町</td> </tr> <tr> <td>秩父支部</td> <td>秩父地域振興 センター</td> <td>秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野 町</td> </tr> </tbody> </table>	支部名	設置場所	担当区域	さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市	川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市	朝霞支部	南西部地域振興 センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見 市 ふじみ野市 三芳町	春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷 市 吉川市 松伏町	上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町	川越支部	川越比企地域 振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑 川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩 山町 毛呂山町 越生町 東秩父村	所沢支部	西部地域振興 センター	所沢市 狹山市 飯能市 入間市 日高市	行田支部	利根地域振興 センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓼田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町	熊谷支部	北部地域振興 センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町	秩父支部	秩父地域振興 センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野 町	<p>第2節 防災体制</p> <p>第1 県の体制</p> <p>1 県災害対策本部の機構及び組織</p> <p>(2) 部および支部の組織</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(移設)</u></p>
支部名	設置場所	担当区域																																	
さいたま支部	さいたま 県税事務所	さいたま市																																	
川口支部	南部地域振興 センター	川口市 蕨市 戸田市																																	
朝霞支部	南西部地域振興 センター	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見 市 ふじみ野市 三芳町																																	
春日部支部	東部地域振興 センター	春日部市 草加市 越谷市 八潮市 三郷 市 吉川市 松伏町																																	
上尾支部	県央地域振興 センター	鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町																																	
川越支部	川越比企地域 振興センター	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 滑 川町 嵐山町 小川町 ときがわ町 川島町 吉見町 鳩 山町 毛呂山町 越生町 東秩父村																																	
所沢支部	西部地域振興 センター	所沢市 狹山市 飯能市 入間市 日高市																																	
行田支部	利根地域振興 センター	行田市 加須市 羽生市 久喜市 蓼田市 幸手市 白岡市 宮代町 杉戸町																																	
熊谷支部	北部地域振興 センター	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町																																	
秩父支部	秩父地域振興 センター	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野 町																																	

<p>(略)</p> <p>2 配備区分及び施行・解除の手続き等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> <th>本部の設置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「南海トラフ地震臨時情報」<u>及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」</u>が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。</p> <p>(5) 南海トラフ地震<u>及び北海道・三陸沖後発地震</u>への対応 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、本計画の「第2編 震災対策編－第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」に基づき対応する。</p> <p>(略)</p> <p>7 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策 県は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>9 職員への研修 県は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。 なお、研修の企画にあたっては、<u>必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。</u></p> <p>第2 市町村の体制</p> <p>5 コンピュータシステムやデータのバックアップ対策 市町村は、保有する各種情報システムについて、災害時における継続稼働や重要データのバックアップ対策を講じる。</p> <p>6 職員への研修 市町村は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。 なお、研修の企画にあたっては、<u>必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。</u></p>	配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置	(略)	(略)	(略)	(略)
配備区分	配備基準	活動内容	本部の設置					
(略)	(略)	(略)	(略)					

第3章 防災訓練
第1節 基本方針
第1 趣旨

県が調整・連結機能を發揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化を図る。

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるほか、県、市町村、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。

(略)

第2 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認、住民の防災意識の高揚、関係する機関同士の強固な連結の推進による県全体の危機・災害対応力の強化であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

(略)

第2節 現況と実施計画

第2 実施計画

災対法第47条で定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。なお、実施に当たっては、県が調整・連結機能を發揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化を図る「埼玉版FEMA」を推進する。

(削除)

1 県が実施する訓練（危機管理防災部が主体となって実施する訓練）
(1) 九都県市合同防災訓練

(略)

(2) 図上訓練【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

① 大規模災害時対応図上訓練

(略)

② 埼玉版FEMA図上訓練

ア 趣旨

県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全

第3章 防災訓練
第1節 基本方針
第1 趣旨

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努める。また、県、市町村、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、各種訓練を計画的に実施する。

(略)

第2 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

(略)

第2節 現況と実施計画

第2 実施計画

災対法第47条で定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。

【訓練の種類】

- ・県及び市町村を主とするもの
- ・防災関係機関を主とするもの
- ・自主防災組織・住民を主とするもの

1 県が実施する訓練（危機管理防災部が主体となって実施する訓練）
(1) 九都県市合同防災訓練

(略)

(2) 図上訓練【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(移設)

(略)

(追加)

体の危機・災害対応力の強化を図る。

イ 現況

令和2年度から実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年度6回程度、適切な時期を選定して実施する。

○ 訓練参加機関

国、県、市町村、県内消防本部、警察本部、自衛隊、ライフライ
ン事業者、協定締結団体等

○ 訓練の種類

取り扱う災害等については、毎年度定める。

○ 訓練の方法

進行役による質問と参加者からの回答を繰り返す「検討会方式
(学習型訓練)」により実施する。

(3) 初動対応訓練 【県(関係部局)】

ア 趣旨

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、発災直後の対応を継続的に確認し、災害対応能力の維持向上を図る必要があるため、初動対応訓練を実施し、初動時の対応力の確保を図る。

イ 現況

平成26年度から実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年度1回、適切な時期を選定して実施する。

(削除)

(削除)

○ 訓練の方法

統括部初動要員の初動対応訓練や参集場所の確認等を行う。

2～3 (略)

4 その他の訓練 【県(危機管理防災部)、市町村、各消防本部】

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)
総合実践訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

(3) 非常参集訓練 【県(関係部局)】

ア 趣旨

大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、職員が規定に基づき迅速に定められた場所へ自主参集することが不可欠であるため、実践的な非常参集訓練を実施し、初動時の対応力の確保を図る。

イ 現況

「初動対応・現地対策本部訓練」の一訓練項目として実施している。

ウ 実施計画

○ 実施時期

毎年度1回、適切な時期を選定して実施する。

○ 実施場所

自宅から勤務公署又は地域機関若しくは県内の市町村庁舎へ参集する。

○ 訓練の種類

勤務公署等への参集及び初動対応等について、毎年度定める。

○ 訓練の方法

災害想定を適宜、見直して実施するとともに、県業務継続計画に基づき、災害応急
対応業務に効果的な参集者の振り分けを検証する。

2～3 (略)

4 その他の訓練 【県(危機管理防災部)、市町村、各消防本部】

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、徒步帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)
合同訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

	<p>5 訓練の検証</p> <p><u>訓練実施後、以下のとおり検証等を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、参加者へフィードバックする。 ・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しを行う。 ・評価や課題は市町村の防災訓練に対する助言や参考資料として活用する。 ・訓練により抽出された課題は次の訓練に生かし、これを繰り返す。 <p>5 訓練の検証</p> <p><u>実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、実施報告書を作成するとともに評価及び検証を行う。</u></p> <p>【評価及び検証の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練後の意見交換会 ・アンケート ・訓練の打合せでの検討 <p>【検証の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。 ・市町村の防災訓練に対する助言や参考資料とする。 ・次期の訓練計画に反映する。
37	<p>第4章 調査研究 第1節 基本方針</p> <p>災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、県土の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。</p> <p>第4章 調査研究 第1節 基本方針</p> <p>災害による被害は、その規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、県土の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。<u>調査研究にあたっては、男女別データの収集・分析に努める。</u></p>

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第2編 震災対策編】

頁	新	旧								
10	<p>第1章 総則</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p><u>第5節 減災目標</u></p> <p><u>第1 減災目標設定の考え方</u></p> <p><u>埼玉県には、災害時に危険性がある石油コンビナートや海岸線がなく、地下鉄・地下街や高層ビル、重点密集市街地などの被害を拡大させる要因（災害リスク）も比較的少ない。</u></p> <p><u>しかし想定より震源が埼玉県に近くなる場合や県内直下で発生する場合、あるいは様々な悪条件が重なる複合災害に見舞われる可能性もある。そのため県では、今回の被害想定を参考にしながら、人的被害をさらに減らすとともに、県民の生活の速やかな回復を図るため、減災の数値目標と目標達成への主な対策を明示し、県、市町村、関係行政機関、企業、県民等が共有することにより、さらに被害を極小化する取組を進める。</u></p> <p><u>第2 減災目標</u></p> <p><u>東京湾北部地震の発生を想定し、減災目標を次のように設定する（平成26年3月設定）。</u></p> <p><u>減災目標は、10年以内に達成するものとするが、可能な限り早期の達成を目指す。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">減災目標</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">目標を達成するための対策や項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）</u></td><td style="padding: 5px;">・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化など</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>避難者（1週間後）を約3万人減少させる。（約50%）</u></td><td style="padding: 5px;">・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧など</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。</u></td><td style="padding: 5px;">・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップなど</td></tr> </tbody> </table> <p><u>減災目標を達成するための県の取組については、「埼玉県地域強靭化計画に基づき実施する主な事業・取組一覧」に基づき、着実な推進を図る。</u></p> <p><u>また、目標の達成に向けて市町村、企業、県民等に取組を働きかける。</u></p>	減災目標	目標を達成するための対策や項目	<u>死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）</u>	・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化など	<u>避難者（1週間後）を約3万人減少させる。（約50%）</u>	・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧など	<u>ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。</u>	・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップなど
減災目標	目標を達成するための対策や項目									
<u>死者・負傷者を約4,000人減少させる（約50%）</u>	・建物の耐震化 ・家具類の転倒防止対策の推進 ・自主防災組織、消防団の初期消火力の強化など									
<u>避難者（1週間後）を約3万人減少させる。（約50%）</u>	・建物の耐震化 ・被災建築物の応急危険度判定 ・ライフラインの早期復旧など									
<u>ライフラインを60日以内に95%以上復旧する。</u>	・施設・設備の耐震化 ・設備構成の多重化バックアップなど									

第5節 埼玉版F E M Aにおける役割分担

第1 大規模地震時の建物損壊等への対応

(新設)

○ 概要

東京都を震源とする大規模な首都直下地震が起り、県南部で建物損壊等、甚大な被害が発生したことを想定。各機関における初動体制や応急能力を把握し、道路啓開や被災建築物応急危険度判定の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

組織名称		対処事項											
		県						関係機関			民間		
全般	本部運営	本部、支部運営	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		情報収集、施設応急対策	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
応急対応	リエゾンの派遣、人的応援	リエゾンの派遣、人的応援	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		広報	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
救出・救急活動	地盤、被災情報、住民への注意喚起	活動拠点の開設、運営	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		消防、消火、救助、救急活動、ヘリ調整	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療救援等対策	D M A T 、医療活動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		広域医療搬送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
被災者支援	応急危険度判定	判定員の参集、配分、判定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		一時滞在施設の開設、運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難対策	備宅困難者対策	徒歩備宅支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		要配達者の移送（バス、河川船運）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
避難対策	避難所、緊急避難場所の開設、運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		避難指導、移送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
物資供給・輸送対策	物資供給点の開設、運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		物資の搬送、供給、輸送	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ライフライン対策	電気、ガス、上下水道の復旧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		公共交通機関の運行、復旧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
連絡対策	道路対策	道路規制、警備、復旧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※○、◎は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

11

第2 大規模地震時の火災、帰宅困難者への対応

○ 概要

東京都を震源とする大規模な首都直下地震が起り、県内で交通障害や住宅密集地で火災が発生したことを想定。各機関における役割分担や応急能力を把握し、人命の救出・救助や消火活動、帰宅困難者対応の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

【凡例】◎：主要機関（Primary）○：支援機関（Secondary）

※○、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

(新設)

12 | 第6節 施策の体系

(略)

第7節 施策の体系

(略)

14 第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上

第2章 施策ごとの具体的計画 第1 自助、共助による防災力の向上

<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家具の固定率 <u>69.9%</u> (令和<u>4</u>年度県政サポーター調査) ○ 自主防災組織の組織率 <u>92.2%</u> (令和<u>4</u>年4月1日現在) ○ 自主防災組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合 <u>48.6%</u> (令和<u>3</u>年度末) ○ 消防団員数 13,934人 (令和2年4月1日現在) ○ 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録数 <u>5,369</u>団体 (令和<u>5</u>年4月1日現在) ○ 防災教育 <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 9月1日を中心とする防災週間に、県広報紙（彩の国だより）やテレビ番組で防災特集を組むほか、啓発用パンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。 また、東日本大震災等の過去の災害の教訓を踏まえ、防災意識の高揚と災害の備えを充実・強化するため、県民や自主防災組織などに家庭や地域での防災総点検の実施を呼びかけている。 <u>ジェンダー主流化</u>の視点からの防災対策に係る研修などの取組を実施している。 <p>(略)</p>	<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家具の固定率 <u>71.0%</u> (令和<u>3</u>年度県政サポーター調査) ○ 自主防災組織の組織率 <u>91.9%</u> (令和<u>3</u>年4月1日現在) ○ 自主防災組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合 <u>50.7%</u> (令和<u>2</u>年度末) ○ 消防団員数 13,934人 (令和2年4月1日現在) ○ 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録数 <u>5,348</u>団体 (令和<u>4</u>年4月1日現在) ○ 防災教育 <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及啓発 9月1日を中心とする防災週間に、県広報紙（彩の国だより）やテレビ番組で防災特集を組むほか、啓発用パンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。 また、東日本大震災等の過去の災害の教訓を踏まえ、防災意識の高揚と災害の備えを充実・強化するため、県民や自主防災組織などに家庭や地域での防災総点検の実施を呼びかけている。 <u>男女共同参画</u>の視点からの防災対策に係る研修などの取組を実施している。 <p>(略)</p>																				
<p>17</p> <p>具体的な取組</p> <p><予防・事前対策></p> <p><u>1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）</u></p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="130 1060 1129 1298"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>自主防災組織</u></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及・啓発 ・防災用資機材の整備 ・地域の灾害危険の把握 ・災害時の活動計画の作成 </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <table border="1" data-bbox="141 1361 1129 1388"> <tr> <td>イ 県民向けの普及・啓発</td> <td>【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	機関名等	役割	(略)	(略)	<u>自主防災組織</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及・啓発 ・防災用資機材の整備 ・地域の灾害危険の把握 ・災害時の活動計画の作成 	(略)	(略)	イ 県民向けの普及・啓発	【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】	<p>具体的な取組</p> <p><予防・事前対策></p> <p><u>1 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）</u></p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="1163 1060 2162 1179"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <table border="1" data-bbox="1174 1361 2162 1388"> <tr> <td>イ 県民向けの普及・啓発</td> <td>【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	機関名等	役割	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(略)	(略)	イ 県民向けの普及・啓発	【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】
機関名等	役割																				
(略)	(略)																				
<u>自主防災組織</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及・啓発 ・防災用資機材の整備 ・地域の灾害危険の把握 ・災害時の活動計画の作成 																				
(略)	(略)																				
イ 県民向けの普及・啓発	【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】																				
機関名等	役割																				
(略)	(略)																				
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																				
(略)	(略)																				
イ 県民向けの普及・啓発	【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】																				

- 講演会・研修会・出前講座の実施
防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。
また、ジェンダー主流化の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (略)
- 広報紙等の活用
県及び市町村が発行する広報紙やホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。
- (略)
- 地震情報、防災気象情報等の普及・啓発
気象庁、熊谷地方気象台、埼玉県及び市町村は、地震や気象に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

ウ 自助の強化

(略)

- 家庭内の三つの取組の普及
県民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。
 - 1 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。
 - 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT 災害用伝言板 web171 をそれぞれ体験し、発災に備える。
 - 3 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えないため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

21

2 自主防災組織の育成強化

(1) 取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るために、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュ

- 講演会・研修会・出前講座の実施
防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。
また、男女共同参画の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (略)
- 広報紙等の活用
県及び市町村が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。
- (略)
- 地震情報等の普及・啓発
熊谷地方気象台は、地震や気象災害に関する情報を住民が容易に理解できるよう、都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報、東海地震に関連する情報、気象防災等の解説に努める。

ウ 自助の強化

(略)

- 家庭内の三つの取組の普及
県民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。
 - 1 家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。
 - 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。
 - 3 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えないため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

2 自主防災組織の育成強化

(1) 取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るために、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュ

	<p>ニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、<u>ジェンダー主流化</u>の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</p>	<p>ニティの防災体制の充実を図る。</p> <p>また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、<u>男女共同参画</u>の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。</p>
33	<h3>6 ボランティア等の活動支援体制の整備</h3> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 情報共有会議の設置 【県（県民安全部）】</p> <p>災害時に、県は、必要に応じて情報共有会議（構成：県、県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、NPO、彩の国会議等）を設置し、<u>最新</u>の被災地の状況や各自の支援活動、支援ニーズ等を<u>積極的に</u>共有し、地域のニーズに即した支援活動を行うものとする。</p>	<h3>6 ボランティア等の活動支援体制の整備</h3> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 情報共有会議の設置 【県（県民安全部）】</p> <p>災害時に、県は、必要に応じて情報共有会議（構成：県、県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、NPO、彩の国会議等）を設置し、被災地の状況や各自の支援活動、支援ニーズ等を共有し、地域のニーズに即した支援活動を行うものとする。</p>
35	<p>第2 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点となる施設等の耐震化率 <u>97.2%</u>（令和4年10月1日現在） ○ 住宅の耐震化率 <u>94.2%</u>（令和5年3月末現在） ○ 防火<u>地域又は</u>準防火地域の指定状況（令和5年4月1日現在） 防火地域 815.4 ha、準防火地域 <u>9,697.6</u> ha ○ 土地区画整理事業の実施 <u>24,677</u> ha（令和5年3月末現在） ○ 被災建築物応急危険度判定士登録者数 <u>6,326</u> 人（令和5年3月末） ○ 被災宅地危険度判定士登録者数 <u>2,214</u> 人（令和5年4月1日現在） ○ 屋根不燃化区域 県及び建築主を置く市町村は、防火<u>地域又は</u>準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定している。 	<p>第2 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災拠点となる施設等の耐震化率 <u>97.0%</u>（令和3年10月1日現在） ○ 住宅の耐震化率 <u>93.9%</u>（令和4年3月末現在） ○ 防火・準防火地域の指定状況（令和4年4月1日現在） 防火地域 815.4 ha、準防火地域 <u>9,498.1</u> ha ○ 土地区画整理事業の実施 <u>24,620</u> ha（令和4年4月現在） ○ 被災建築物応急危険度判定士登録者数 <u>6,460</u> 人（令和4年3月末） ○ 被災宅地危険度判定士登録者数 <u>2,193</u> 人（令和4年4月1日現在） ○ 屋根不燃化区域 県及び建築主を置く市町村は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定している。
35	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震防火対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、防災研修会の開催や婦人防火クラブへの支援などを通じて、防火意識の向上を図っている。 ・ 県は市町村と連携して自主防災組織の育成を図っており、市町村の支援として、自主防災組織の<u>活動活性化を主な目的とした地域防災に係る取組の補助</u>を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震防火対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、防災研修会の開催や婦人防火クラブへの支援などを通じて、防火意識の向上を図っている。 ・ 県は市町村と連携して自主防災組織の育成を図っており、市町村の支援として、自主防災組織の<u>資機材整備への補助等</u>を行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス施設については、過去の震災例に基づき高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が強化されているほか、県の指導基準により本県の被害想定調査結果を踏まえた指導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス施設については、過去の震災例に基づき高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が強化されているほか、県の指導基準により本県の被害想定調査結果を踏まえた指導を行っている。 								
38	<p>○ 地区計画等の活用</p> <p>地区計画等により、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。</p>	<p>○ 地区計画等の活用</p> <p>地区計画等により、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。</p>								
43	<p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（都市整備部）、市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 防火地域又は準防火地域の指定 【市町村、県（都市整備部）】</p> <p>市町村は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。</p> <p>また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。</p> <p>(略)</p> <p>【資料編 II -2-2-7】防火地域又は準防火地域内の建築規制</p>	機関名等	役 割	県（都市整備部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進 	<p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（都市整備部）、市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 防火・準防火地域の指定 【市町村、県（都市整備部）】</p> <p>市町村は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。</p> <p>また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。</p> <p>(略)</p> <p>【資料編 II -2-2-7】防火地域及び準防火地域内の建築規制</p>	機関名等	役 割	県（都市整備部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進
機関名等	役 割									
県（都市整備部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進 									
機関名等	役 割									
県（都市整備部）、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進 									
44	<p>5 オープンスペース等の確保</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 公園の整備 【県（都市整備部）、市町村】</p> <p>県及び市町村は、震災時における県民の生命、財産を守るため、広域避難場所、一時避難場所等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、県内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽、災害用井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。</p> <p>また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難場所、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。</p>	<p>5 オープンスペース等の確保</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 公園の整備 【県（都市整備部）、市町村】</p> <p>県及び市町村は、震災時における県民の生命、財産を守るため、広域避難地、一時避難地等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、県内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽、防災井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。</p> <p>また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。</p>								

6 地盤災害の予防

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村	・液状化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表 ・液状化対策工法の普及 ・耐震診断及び耐震強化対策の実施

6 地盤災害の予防

(2) 役割

機関名等	役割
県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村	・液状化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表 ・液状化対策工法の普及

9 河川・ダム等の予防対策

(3) 具体的な取組内容 【県（農林部、県土整備部、企業局）、市町村】 ア 河川 【県（県土整備部）】

実施機関	震災予防対策
県（県土整備部）、市町村	<p>1 現状</p> <p>県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。</p> <p>県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平常時の自然排水が困難となっている。</p> <p>このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。</p> <p>耐震点検については実施している。河道改修率は、約 62.3%（令和4年度末時点の県管理河川の改修率）である。</p> <p>2 全体計画</p> <p>県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修等を実施し、震災</p>

9 河川・ダム等の予防対策

(3) 具体的な取組内容 【県（農林部、県土整備部、企業局）、市町村】 ア 河川 【県（県土整備部）】

実施機関	震災予防対策
県（県土整備部）、市町村	<p>1 現状</p> <p>県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。</p> <p>県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平常時の自然排水が困難となっている。</p> <p>このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。</p> <p>耐震点検については実施している。河道改修率は、約 61.4%（令和元年度末時点の県管理河川の改修率）である。</p> <p>2 全体計画</p> <p>県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等</p>

		<p>による水害発生を未然に防ぐことに努める。 また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。</p>		<p>を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。 また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。</p>													
48	イ ダム、ため池	【県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村】	イ ダム、ため池	【県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村】													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>震災予防対策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村</td><td> <p>1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に467箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p> </td></tr> </tbody> </table>	実施機関	震災予防対策	県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村	<p>1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に467箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th><th>震災予防対策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村</td><td> <p>1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に468箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p> </td></tr> </tbody> </table>	実施機関	震災予防対策	県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村	<p>1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に468箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p>	<p>1 2 孤立化地域対策</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役 割</th></tr> </thead> </table>	機関名等	役 割	<p>1 2 孤立化地域対策</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役 割</th></tr> </thead> </table>	機関名等	役 割
実施機関	震災予防対策																
県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村	<p>1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に467箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p>																
実施機関	震災予防対策																
県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村	<p>1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に468箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p>																
機関名等	役 割																
機関名等	役 割																

	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td><td>・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>県（県土整備部、農林部）</td><td>・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進</td></tr> <tr> <td>県（県土整備部）</td><td>・道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進</td></tr> </table>	市町村	・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	県（県土整備部、農林部）	・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進	県（県土整備部）	・道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td><td>・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄</td></tr> <tr> <td>県（危機管理防災部）</td><td><u>・自主防災組織等への資機材整備補助</u></td></tr> <tr> <td>県（県土整備部、農林部）</td><td>・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進</td></tr> <tr> <td>県（県土整備部）</td><td>・道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進</td></tr> </table>	市町村	・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄	県（危機管理防災部）	<u>・自主防災組織等への資機材整備補助</u>	県（県土整備部、農林部）	・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進	県（県土整備部）	・道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進																					
市町村	・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄																																						
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																						
県（県土整備部、農林部）	・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進																																						
県（県土整備部）	・道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進																																						
市町村	・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄																																						
県（危機管理防災部）	<u>・自主防災組織等への資機材整備補助</u>																																						
県（県土整備部、農林部）	・県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進																																						
県（県土整備部）	・道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進																																						
59	<p><復旧対策></p> <p>1 迅速な災害復旧</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 差異が復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p><input type="radio"/> 財政援助措置の対象</p> <p>【その他の財政援助及び助成】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>による国の貸付の特例 <p>(略)</p> </div>	<p><復旧対策></p> <p>1 迅速な災害復旧</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 差異が復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p><input type="radio"/> 財政援助措置の対象</p> <p>【その他の財政援助及び助成】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>母子及び寡婦福祉法</u>による国の貸付の特例 <p>(略)</p> </div>																																					
61	<p>第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保</p> <p>現況</p> <p><input type="radio"/> 道路施設の現況</p> <p style="text-align: right;">(令和4年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>県内管理道路延長</th> <th>道路施設等の現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県県土整備部</td> <td><u>2,775.2km</u></td> <td>一般国道（県管理）：9路線 主要地方道：89路線 一般県道：234路線</td> </tr> <tr> <td>県農林部</td> <td><u>374.5km</u></td> <td>森林管理道</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>47,466.0km</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況	(略)	(略)	(略)	県県土整備部	<u>2,775.2km</u>	一般国道（県管理）：9路線 主要地方道：89路線 一般県道：234路線	県農林部	<u>374.5km</u>	森林管理道	(略)	(略)	(略)	計	<u>47,466.0km</u>		<p>第3 交通ネットワーク・ライ夫ライン等の確保</p> <p>現況</p> <p><input type="radio"/> 道路施設の現況</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>県内管理道路延長</th> <th>道路施設等の現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県県土整備部</td> <td><u>2,774.8km</u></td> <td>一般国道（県管理）：9路線 主要地方道：89路線 一般県道：234路線</td> </tr> <tr> <td>県農林部</td> <td><u>374.1km</u></td> <td>森林管理道</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>47,465.6km</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況	(略)	(略)	(略)	県県土整備部	<u>2,774.8km</u>	一般国道（県管理）：9路線 主要地方道：89路線 一般県道：234路線	県農林部	<u>374.1km</u>	森林管理道	(略)	(略)	(略)	計	<u>47,465.6km</u>		
実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況																																					
(略)	(略)	(略)																																					
県県土整備部	<u>2,775.2km</u>	一般国道（県管理）：9路線 主要地方道：89路線 一般県道：234路線																																					
県農林部	<u>374.5km</u>	森林管理道																																					
(略)	(略)	(略)																																					
計	<u>47,466.0km</u>																																						
実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況																																					
(略)	(略)	(略)																																					
県県土整備部	<u>2,774.8km</u>	一般国道（県管理）：9路線 主要地方道：89路線 一般県道：234路線																																					
県農林部	<u>374.1km</u>	森林管理道																																					
(略)	(略)	(略)																																					
計	<u>47,465.6km</u>																																						

65

具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保

(3) 具体的な取組内容

イ 道路の震災予防対策**【道路管理者】**

実施機関	震災予防対策
(略)	(略)
関東地方整備局、県（県土整備部、農林部）、市町村	<p>2 現況 (2) 森林管理道 ア 森林管理道の整備目標延長 <u>1,510km</u> (略)</p>

具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保

(3) 具体的な取組内容

イ 道路の震災予防対策**【道路管理者】**

実施機関	震災予防対策
(略)	(略)
関東地方整備局、県（県土整備部、農林部）、市町村	<p>2 現況 (2) 森林管理道 ア 森林管理道の整備目標延長 <u>1,547km</u> (略)</p>

74

3 ライフラインの確保

(3) 具体的な取組内容

ウ 上水道施設の震災予防対策**(イ) 市町村、水道事業団**

被害としては、上水道延べ25,940 kmの配水管路において、約9,400箇所の損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

市町村は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

3 ライフラインの確保

(3) 具体的な取組内容

ウ 上水道施設の震災予防対策**(イ) 市町村、水道事業団**

被害としては、上水道延べ25,940 kmの配水管路において、約9,400箇所の損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

市町村は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

78

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保

(2) 役割

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保

(2) 役割

		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>県（統括部）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達 「道路・ライフライン調整チーム」による優先啓開ルート案の検討及び決定 </td></tr> <tr> <td>（一社）埼玉県建設業協会</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援 </td></tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	(略)	(略)	県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達 「道路・ライフライン調整チーム」による優先啓開ルート案の検討及び決定 	（一社）埼玉県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>県（統括部）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達 </td></tr> <tr> <td>（一社）埼玉県建設業協会</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援 </td></tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	(略)	(略)	県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達 	（一社）埼玉県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援 	
機関名等	役割																			
(略)	(略)																			
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達 「道路・ライフライン調整チーム」による優先啓開ルート案の検討及び決定 																			
（一社）埼玉県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援 																			
機関名等	役割																			
(略)	(略)																			
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達 																			
（一社）埼玉県建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援 																			
100	第4 応急対応力の強化	<p>現況</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第4 応急対応力の強化</p> <p>現況</p> <p>○ 関係する機関との連携強化と人材育成 県は、発生が想定される危機や災害ごとに對処すべき事項や役割分担を定めた具体的なシナリオを作成し、図上訓練を繰り返すことで、関係する機関同士の強固な連結の推進や人材育成を行い、県全体の危機・災害対応力の強化を図っている。</p> <p>・シナリオの作成 県は、発生が想定される危機や災害について、訓練テーマ及び検討の論点を絞り込み、對処すべき事項や役割分担を定めた具体的なシナリオを作成する。</p> <p>・訓練の実施 県は、作成したシナリオを基に、関係する機関と図上訓練を実施する。</p> <p>・訓練結果の取りまとめ 県は、訓練の実施後、訓練結果の取りまとめを行い、對処すべき事項や役割分担を定めたシナリオの整理・修正を行う。</p>																	

(移設)

【シナリオ①】風水害時の大規模断水への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、浄水場等が被害を受け大規模な断水が発生したことを想定。各機関における給水需要や給水能力を把握し、応急給水の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

組織名称		対処事項										関係する機関															
		県		支部		市町村		内閣府（防災担当）		航空自衛隊		陸上自衛隊		水道企業団		日本水道協会		東京電力パワーグリッド		県トラック協会		無食糧協会		物資事業者等		災害拠点病院等	
		統括部	農林対策部	給水部	産業対策部	救援福祉部	医療救急部	住宅対策部	下水道対策部	輸送部																	
全般	本部運営	本部、支部運営 情報収集、施設応急対策		◎						○																	
対応急	広報			水道情報の広報	○	◎								○	○									◎			
被災発令者	医療救急等対策			病院等の業務継続 福利施設等の業務継続	○		○							○	○	○							○	○			
	物資調達・輸送対策			物資搬入の開設、運営 飲料水の調達、供給、輸送	◎	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
ライフライン	電気・ガスの復旧			受水槽からの給水	○																○	○					
	ライフライン対策			浄水場・配水場の対応・復旧 応急給水栓・給水拠点の設置 車両等による給水活動	○	○																					

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）
※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

(移設)

【シナリオ②】風水害時の浸水害への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、大規模な浸水が発生したことを想定。各機関における避難所の開設、避難情報の発令、福祉施設等入所者の移送や救出、救助、御遺体の対応、物資供給、廃棄物対策などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

【凡例】○：主要機関（Primary）○：支援機関（Secondary）
※○、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

(移設)

【シナリオ③】風水害時の大規模停電への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、大規模な停電が発生したことを想定。各機関における電源需要や電源能力を把握し、電源供給の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

【凡例】◎：主要機関（Primary）○：支援機関（Secondary）
※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

【資料編II-2-4-1】関係する機関との連携強化と人材育成に係る図上訓練一覧

100	<p>○ 県の防災活動拠点 ・危機管理防災センター 　県の災害対策の中核として機能する危機管理防災センターを整備し、平成23年3月から運用を開始している。 　災害発生時には県の災害対策本部が設置され、同じくセンター内に設置される国の現地災害対策本部や自衛隊、<u>埼玉県消防応援活動調整本部</u>とともに、警察本部やDMA T等の医療チーム、インフラ機関等と連携を取りながら災害対策に当たる拠点となる。</p> <p>(略)</p> <p>・広域支援拠点 　高速道路のインターチェンジ等から近い（概ね5km圏内）民間企業の所有地<u>8</u>か所を、部隊の宿営地や救援物資の集積地として活用する。</p>
104	<p>具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <u>2 応急対策活動体制の整備</u> (3) 具体的な取組内容 <u>ウ 電源、非常用通信手段等の確保</u></p> <p>【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】</p> <p>県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コーポレート・ソリューションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）</p> <p>併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>エ 情報システムやデータのバックアップ対策 【県（各部局）、市町村】</p> <p>県、市町村は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、<u>情報システムに関する業務継続計画等に基づき</u>、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。</p>
104	<p>具体的取組 ＜予防・事前対策＞ <u>2 応急対策活動体制の整備</u> (3) 具体的な取組内容 <u>ウ 電源、非常用通信手段等の確保</u></p> <p>【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】</p> <p>県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コーポレート・ソリューションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）</p> <p>併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>エ 情報システムやデータのバックアップ対策 【県（各部局）、市町村】</p> <p>県、市町村は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。</p>

139

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

具体的な取組

<予防・事前対策>

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

(2) 役割

機関名等	役割
(略)	(略)
県(福祉部)	・障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等
(略)	(略)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 ・防災行政無線(同報系)の整備 ・情報通信設備の安全対策の推進 ・災害情報のための電話の指定 ・障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等
(略)	(略)

141

(3) 具体的な取組内容

ウ 情報共有・伝達体制の整備

【県(危機管理防災部、各部局)、市町村、防災関係機関】

県は、災害や被害の情報等について、県や市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。また、県民に対し、迅速かつ的確に情報提供できるシステムを整備する。

県、市町村及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線(戸別受信機を含む)、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ(CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む)、ラジオ(コミュニティFM放送、臨時災害放送局)、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、SNS(X、フェイスブック)、Lアラート(災害情報共有システム)、道路情報表示板等を有効に活用する。

(略)

カ 緊急地震速報の発表等

【熊谷地方気象台、日本放送協会(NHK)】

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

具体的な取組

<予防・事前対策>

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

(2) 役割

機関名等	役割
(略)	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 ・防災行政無線(同報系)の整備 ・情報通信設備の安全対策の推進 ・災害情報のための電話の指定
(略)	(略)

(3) 具体的な取組内容

ウ 情報共有・伝達体制の整備

【県(危機管理防災部、各部局)、市町村、防災関係機関】

県は、災害や被害の情報等について、県や市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。また、県民に対し、迅速かつ的確に情報提供できるシステムを整備する。

県、市町村及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線(戸別受信機を含む)、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ(CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む)、ラジオ(コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む)、県ホームページ、県公式スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、SNS(ツイッター、ツイッターアラート、フェイスブック)、Lアラート(災害情報共有システム)、道路情報表示板等を有効に活用する。

(略)

カ 緊急地震速報の発表等

【熊谷地方気象台、日本放送協会(NHK)】

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

日本放送協会（NHK）は、緊急地震速報（警報）をテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

注) 緊急地震速報 は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(略)

ケ 障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等

【県（福祉部）、市町村】

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、緊急地震速報（警報）をテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(略)

(新設)

148

<応急対策>

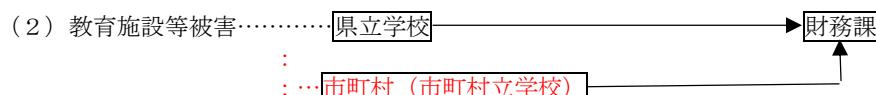
1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(3) 具体的な取組内容

イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統 【県（各部）、市町村、防災関係機関】

(イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

(公共施設被害)



<応急対策>

1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(3) 具体的な取組内容

イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統 【県（各部）、市町村、防災関係機関】

(イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

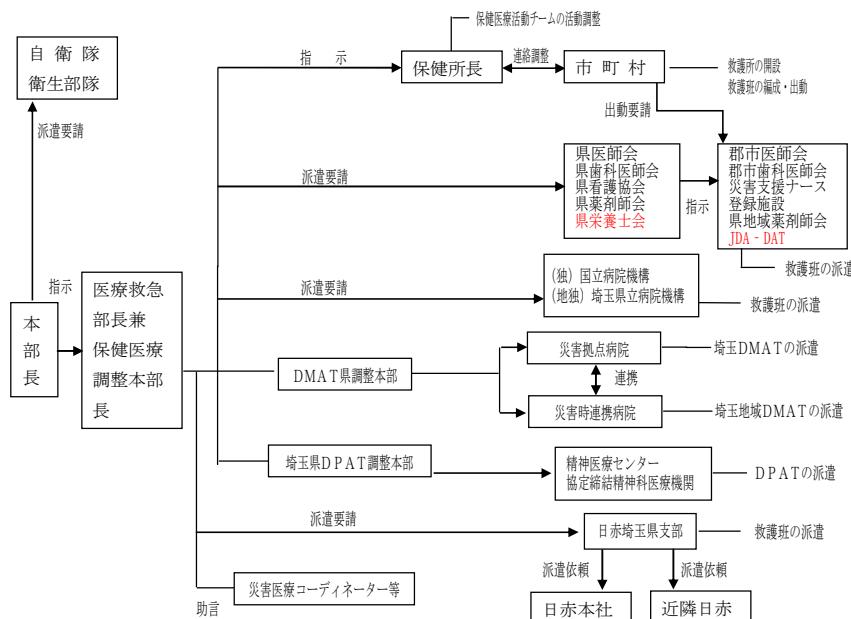
(公共施設被害)



163 第6 医療救護等対策

現況

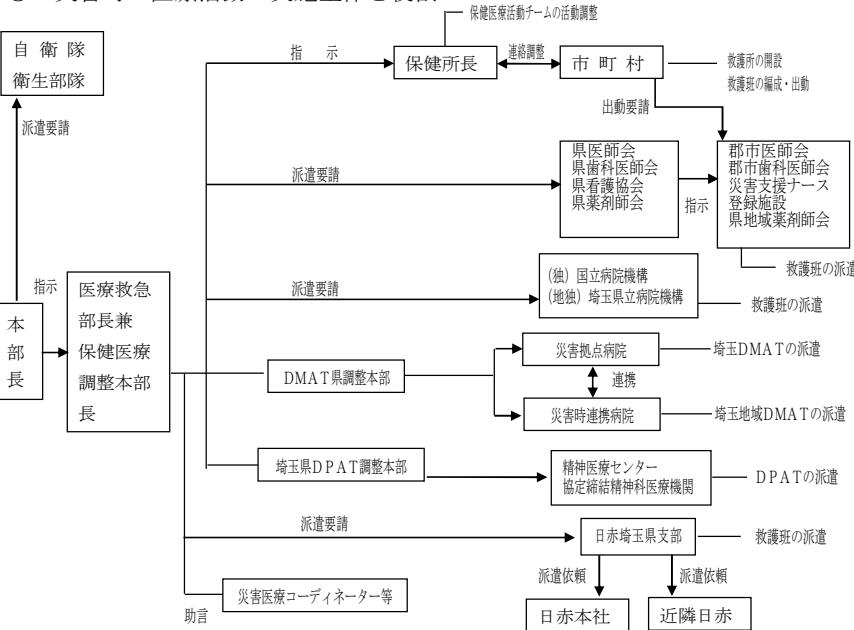
○ 災害時の医療活動の実施主体と役割



第6 医療救護等対策

現況

○ 災害時の医療活動の実施主体と役割



164 ○ 救急医療機関の指定

令和5年4月現在、県内には救急病院が180、救急診療所が16の合計196機関が救急医療機関として指定されている。

○ 救急医療機関の指定

令和3年4月現在、県内には救急病院が178、救急診療所が14の合計192機関が救急医療機関として指定されている。

164

(削除)

○ 災害拠点病院

災害拠点 病院区分	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	(略)	(略)
	(略)	(略)

		<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">地域災害拠点病院</td><td style="text-align: center;">(社福) 恩賜財団済生支部 埼玉県済生会栗橋病院</td><td style="text-align: center;">久喜市小右衛門 714-6</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	地域災害拠点病院	(社福) 恩賜財団済生支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6		(略)	(略)						
地域災害拠点病院	(社福) 恩賜財団済生支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6												
	(略)	(略)												
164	(削除)	<p>○ 災害時連携病院</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">病院名</td><td style="text-align: center;">所在地</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(追加)</td><td style="text-align: center;">(追加)</td></tr> </table>	病院名	所在地	(略)	(略)	(追加)	(追加)						
病院名	所在地													
(略)	(略)													
(追加)	(追加)													
165	<p>具体的取組 <予防・事前対策> 1 医療救護体制の整備</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(保健医療部)</td><td> (略) ・慢性疾患への対応マニュアルの整備、<u>見直し</u> (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(保健医療部)	(略) ・慢性疾患への対応マニュアルの整備、 <u>見直し</u> (略)	(略)	(略)	<p>具体的取組 <予防・事前対策> 1 医療救護体制の整備</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県(保健医療部)</td><td> (略) ・慢性疾患への対応マニュアルの整備 (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関名等	役割	県(保健医療部)	(略) ・慢性疾患への対応マニュアルの整備 (略)	(略)	(略)
機関名等	役割													
県(保健医療部)	(略) ・慢性疾患への対応マニュアルの整備、 <u>見直し</u> (略)													
(略)	(略)													
機関名等	役割													
県(保健医療部)	(略) ・慢性疾患への対応マニュアルの整備 (略)													
(略)	(略)													
167	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 透析患者等への対応</p> <p>腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備、<u>見直し</u>を進める。</p>	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 透析患者等への対応</p> <p>腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。</p>												

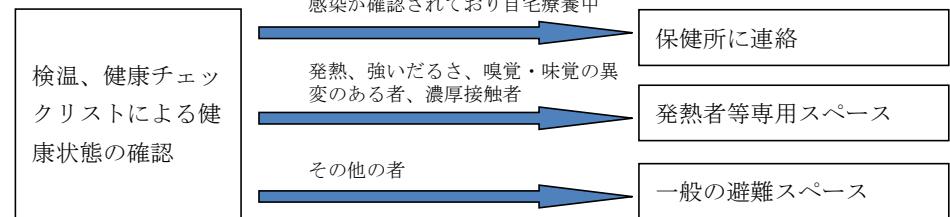
171	<p><応急対策></p> <p><u>1 初動医療体制</u></p> <p>(2) 役割</p> <table border="1" data-bbox="152 271 1051 572"> <thead> <tr> <th>機関名等</th><th>役 割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>県(救援福祉部、医療救急部)</td><td> ・保健医療活動チームの派遣等(埼玉DMA T、医療救護班、D P A T、埼玉D H E A T、保健師チーム、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、栄養指導班、薬剤師チーム、<u>日本栄養士会災害支援チーム(J D A-D A T)</u>等) (略) </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機関名等	役 割	(略)	(略)	県(救援福祉部、医療救急部)	・保健医療活動チームの派遣等(埼玉DMA T、医療救護班、D P A T、埼玉D H E A T、保健師チーム、 <u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u> 、栄養指導班、薬剤師チーム、 <u>日本栄養士会災害支援チーム(J D A-D A T)</u> 等) (略)	(略)	(略)
機関名等	役 割								
(略)	(略)								
県(救援福祉部、医療救急部)	・保健医療活動チームの派遣等(埼玉DMA T、医療救護班、D P A T、埼玉D H E A T、保健師チーム、 <u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u> 、栄養指導班、薬剤師チーム、 <u>日本栄養士会災害支援チーム(J D A-D A T)</u> 等) (略)								
(略)	(略)								
177	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ウ 医療救護</p> <p>(オ) 医薬品等の調達、供給 【県(医療救急部)、薬剤師会】</p> <p>県は市町村や医療機関等からの要請に基づき、各種備蓄場所又はランニング備蓄委託先、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者から医薬品等を調達し、供給する。</p> <p>医薬品等の集積場所や医療救護所等には「<u>地域</u>薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の仕分け・保守管理を行うほか、医薬品等のニーズを把握し、保健医療調整本部に供給要請等を行う。</p> <p>また、保健医療調整本部には「薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の供給要請に基づいた優先順位の決定、数量の調整、代替薬の提案等を行う。</p> <p>なお、供給に当たっては、統括部(物流オペレーションチーム)と連携して行う。</p> <p>(オ) 医薬品等の調達、供給 【県(医療救急部)、薬剤師会】</p> <p>県は市町村や医療機関等からの要請に基づき、各種備蓄場所又はランニング備蓄委託先、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者から医薬品等を調達し、供給する。</p> <p>医薬品等の集積場所や医療救護所等には「薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の仕分け・保守管理を行うほか、医薬品等のニーズを把握し、保健医療調整本部に供給要請等を行う。</p> <p>また、保健医療調整本部には「<u>埼玉県</u>薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の供給要請に基づいた優先順位の決定、数量の調整、代替薬の提案等を行う。</p> <p>なお、供給に当たっては、統括部(物流オペレーションチーム)と連携して行う。</p>								
178	<p>エ 保健衛生</p> <p>(イ) 栄養指導 【県(医療救急部)、<u>栄養士会</u>】</p> <p><u>避難所等における要配慮者の栄養・食生活による健康状態の悪化を予防するため、疾病に応じた食事療法を継続できるよう支援活動を行う。</u></p> <p>○ 栄養指導班の編成</p> <p>県は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に派遣する。</p> <p>編成班 4班(班構成は、栄養士2名、運転手1名)</p> <p>エ 保健衛生</p> <p>(イ) 栄養指導 【県(医療救急部)】</p> <p>○ 栄養指導班の編成</p> <p>県は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に派遣する。</p> <p>編成班 4班(班構成は、栄養士2名、運転手1名)</p> <p>【活動内容】</p> <p>・炊き出し、給食施設の管理指導</p> <p>・その他被災者の栄養管理に関するこ</p>								

	<p>○ 埼玉県栄養士会への支援要請 <u>県は必要に応じて、協定に基づき埼玉県栄養士会に支援を要請する。埼玉県栄養士会は日本栄養士会災害支援チーム（J D A-D A T）を派遣し、嚥下困難者用食品、食物アレルギー代替食品、母乳代替食品等の特別用途食品等を調達し、被災者への栄養補給などの支援を行う。</u></p> <p>【活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に対する栄養・食生活支援 ・栄養補給物資の手配や分配の指揮 ・炊き出し、給食施設等の衛生管理等の指導 	
199	<p>第8 避難対策</p> <p>具体的な取組 <予防・事前対策></p> <p>1 避難体制の整備 (3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>(エ) 指定避難所の指定 【市町村】 (略)</p> <p>○ 福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(オ) 指定避難所における生活環境の確保 【市町村】 (略)</p> <p>○ また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<u>ガス設備</u>、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>○ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・N P O・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の</u></p>	<p>第8 避難対策</p> <p>具体的な取組 <予防・事前対策></p> <p>1 避難体制の整備 (3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>(エ) 指定避難所の指定 【市町村】 (略)</p> <p>○ 福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(オ) 指定避難所における生活環境の確保 【市町村】 (略)</p> <p>○ また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>○ 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・N P O・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p>

	<p><u>人材の確保・育成</u>に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
205	<p><応急対策></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>2 避難所の開設・運営</p> <p>イ 避難所の管理運営 【県（統括部、施設管理者）、市町村】 (ア) 市町村</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の運営 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 <u>また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u> <u>そのほか、「第1 自助、共助による防災力の向上ー<応急対策>－4 ボランティアとの連携（第2編－31ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。</u> ○ 要配慮者や女性、<u>性的マイノリティ</u>への配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 	<p><応急対策></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>2 避難所の開設・運営</p> <p>イ 避難所の管理運営 【県（統括部、施設管理者）、市町村】 (ア) 市町村</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の運営 避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 <u>避難所の運営に当たっては、「第1 自助、共助による防災力の向上ー<応急対策>－4 ボランティアとの連携（第2編－31ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。</u> ○ 要配慮者や女性、<u>性的少数者</u>への配慮 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

	<p>なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、<u>性的マイノリティ</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的マイノリティ</u>本人の了解なしに<u>性的マイノリティ</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、<u>LGBTQなど性的少数者</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的少数者</u>本人の了解なしに<u>性的少数者</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p> <p>(略)</p>
207	<p>○ 避難所における感染症対策</p> <p>感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、<u>必要な措置</u>を取るものとする。</p> <p><u>【資料編II-〇-〇】避難所の運営に関する指針（埼玉県作成）</u></p> <p>(削除)</p>	<p>○ 避難所における<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策</p> <p><u>新型コロナウイルス</u>感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（<u>新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン</u>）」（令和2年5月 埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、<u>主に以下の対策</u>を取るものとする。</p> <p><u>(健康状態に合わせた避難場所の確保)</u></p> <pre> graph LR A[避難者] --> B[避難所(※)] B -- "自宅療養者" --> C[ホテル等宿泊療養施設] B -- "その他の者" --> D[専用スペース 又は 発熱者等専用施設] B -- "発熱者、濃厚接触者等" --> E[通常の避難所スペース] </pre> <p>※ 十分なスペースを確保するため指定避難所以外（空き教室の活用等）の確保を検討する。</p> <p><u>(十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど指定避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する ・地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する

(避難所受付時のフロー)



(避難所レイアウトの検討)

- ・世帯間で概ね 2 m の間隔を確保するレイアウトを検討する

(避難者の健康管理)

- ・避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るために体制を整備する
- ・感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する

(発熱者等の専用スペースの確保)

- ・発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「感染者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。
- ・発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。
- ・発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する

(物資・資材)

- ・マスク、消毒液、非接触型体温計、スタッフ防護用ガウン、パーティション、段ボールベッドなど感染症対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する

(自宅療養者の対応)

- ・保健所は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から防災担当部局と連携して取り組む
- ・自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する
- ・避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する

(住民への周知)

- ・広報誌、自治体ホームページ、SNS 等を活用し以下の事項を住民に周知する
 - ・自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること
 - ・安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
 - ・マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等

	<p><u>(感染症対策)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、マスクの着用など基本的には感染症対策を徹底する ・定期的な清掃の実施（トイレ、ドアノブ等は重点的に） ・食事時間をずらして密集・密接を避ける <p><u>(発熱者等の対応)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。 ・避難者が新型コロナウイルス感染症に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。 <p><u>(車中泊（車中避難）等への対応)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。 	
215	<p>第9 災害時の要配慮者対策</p> <p>具体的な取組</p> <p><予防・事前対策></p> <p>1 避難行動要支援者の安全対策</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p style="text-align: center;">【県（危機管理防災部、保健医療部、福祉部）、市町村】</p> <p>市町村は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。</p> <p style="color: red;">また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>第9 災害時の要配慮者対策</p> <p>具体的な取組</p> <p><予防・事前対策></p> <p>1 避難行動要支援者の安全対策</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p style="text-align: center;">【県（危機管理防災部、保健医療部、福祉部）、市町村】</p> <p>市町村は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。</p>
216	<p>ケ 個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行ないな</p>	<p>ケ 個別避難計画の作成</p> <p>市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。</p>

がら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

230 第10 物資供給・輸送対策

具体的な取組

<予防・事前対策>

1 飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(2) 役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う各種物資の供給体制の整備に関する総合調整 ・食料、生活必需品及び防災用資機材等の供給体制の整備に関する備蓄計画及び災害時の調達計画の策定 ・備蓄計画に基づく防災用資機材の購入、更新、処分 ・調達計画に基づく防災用資機材の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進 ・<u>災害用井戸の整備</u>
(略)	(略)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・検水体制の整備 ・<u>災害用井戸の整備</u> ・<u>生活用水の確保手段の整備</u> ・食料の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） ・防災用資機材の供給体制の整備（備蓄、調達） ・医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達）
(略)	(略)

第10 物資供給・輸送対策

具体的な取組

<予防・事前対策>

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(2) 役割

機関名等	役 割
県（危機管理防災部）	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う各種物資の供給体制の整備に関する総合調整 ・食料、生活必需品及び防災用資機材等の供給体制の整備に関する備蓄計画及び災害時の調達計画の策定 ・備蓄計画に基づく防災用資機材の購入、更新、処分 ・調達計画に基づく防災用資機材の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進 ・<u>自主防災組織への防災用資機材整備費助成</u>
(略)	(略)

	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 飲料水の供給体制の整備 【県（企業局、教育局、保健医療部、<u>危機管理防災部</u>）、市町村、水道企業団】</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害用井戸の整備 <u>市町村は応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。</u> <u>県は、市町村が行う災害用井戸に関する取組について周知を図り、活用を促す。</u></p> <p>イ 生活用水の確保手段の整備 【市町村】 <u>市町村は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、タンク、貯水槽及び災害用井戸等の整備など、確保手段の多様化に努める。</u> <u>災害用井戸の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。</u></p>	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 飲料水の供給体制の整備 【県（企業局、教育局、保健医療部）、市町村、水道企業団】</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
232	<p>ウ 食料の供給体制の整備 【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】</p> <p>(略)</p>	<p>イ 食料の供給体制の整備 【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】</p> <p>(略)</p>
233	<p>エ 生活必需品の供給体制の整備 【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】</p> <p>(略)</p>	<p>ウ 生活必需品の供給体制の整備 【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】</p> <p>(略)</p>
234	<p>オ 防災用資機材の備蓄 【県（危機管理防災部）、市町村】</p> <p>(略)</p>	<p>エ 防災用資機材の備蓄 【県（危機管理防災部）、市町村】</p> <p>(略)</p>
235	<p>カ 医薬品等の供給体制の整備 【県（保健医療部）、市町村】</p> <p>(略)</p>	<p>オ 医薬品等の供給体制の整備 【県（保健医療部）、市町村】</p> <p>(略)</p>
236	<p>キ 県備蓄物資の管理及び点検 【県（危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部）】</p> <p>(略)</p>	<p>カ 県備蓄物資の管理及び点検 【県（危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部）】</p> <p>(略)</p>

236	ク 石油類燃料の調達・確保 【危機管理防災部】 (略)	キ 石油類燃料の調達・確保 【危機管理防災部】 (略)																								
237	ケ 物資調達・輸送に関する体制の整備 【県関係部局・市町村】 (略)	ク 物資調達・輸送に関する体制の整備 【県関係部局・市町村】 (略)																								
237	コ 迅速な物資供給 【危機管理防災部、市町村】 (略)	ケ 迅速な物資供給 【危機管理防災部、市町村】 (略)																								
237	サ 物資調達・輸送に関する訓練の実施 【県関係部局、市町村】 (略)	コ 物資調達・輸送に関する訓練の実施 【県関係部局、市町村】 (略)																								
239	<p><応急対策></p> <p>1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療救急部</td> <td>・医薬品等の調達、供給</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役 割	(略)	(略)	医療救急部	・医薬品等の調達、供給	(略)	(略)	市町村	・上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施	(略)	(略)	<p><応急対策></p> <p>1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給</p> <p>(2) 役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名等</th> <th>役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名等	役 割	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(略)	(略)	市町村	・上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施	(略)	(略)
機関名等	役 割																									
(略)	(略)																									
医療救急部	・医薬品等の調達、供給																									
(略)	(略)																									
市町村	・上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施																									
(略)	(略)																									
機関名等	役 割																									
(略)	(略)																									
(追加)	(追加)																									
(略)	(略)																									
市町村	・上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・炊き出しの実施																									
(略)	(略)																									
241	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>(イ) 給水施設の応急復旧 【県（給水部）、市町村】</p> <p>○ 被害箇所の調査と復旧 市町村は上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するよう実施するものとする。</p>	<p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 飲料水の供給</p> <p>(イ) 給水施設の応急復旧 【県（給水部）、市町村】</p> <p>○ 被害箇所の調査と復旧 市町村は上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するよう実施するものとする。</p>																								

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材の調達 復旧資材は市町村の要請に基づいて県があっせんするものとする。 ○ 技術者のあっせん 応急、復旧工事を実施するため市町村から技術者等のあっせん要請があれば県があっせんするものとする。 ○ 協力の要請 県は、上記のあっせんについて市町村から要請があった場合は「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき、埼玉県管工事業<u>協</u>同組合連合会に協力を要請することができる。 (略) <p>イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保</p> <p>(ア) 物資拠点の開設、運営 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">県物資拠点名</th> <th style="text-align: center;">開設、運営の要領等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">防災活動拠点 県営公園</td> <td style="text-align: center;">(略) 県営公園防災活動拠点運営要領</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	県物資拠点名	開設、運営の要領等名	防災活動拠点 県営公園	(略) 県営公園防災活動拠点運営要領	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材の調達 復旧資材は市町村の要請に基づいて県があっせんするものとする。 ○ 技術者のあっせん 応急、復旧工事を実施するため市町村から技術者等のあっせん要請があれば県があっせんするものとする。 ○ 協力の要請 県は、上記のあっせんについて市町村から要請があった場合は「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき、埼玉県管工事業<u>共</u>同組合連合会に協力を要請することができる。 (略) <p>イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保</p> <p>(ア) 物資拠点の開設、運営 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">県物資拠点名</th> <th style="text-align: center;">開設、運営の要領等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">防災活動拠点 県営公園</td> <td style="text-align: center;">(略) 県営公園防災活動拠点運営要領 (仮称)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	県物資拠点名	開設、運営の要領等名	防災活動拠点 県営公園	(略) 県営公園防災活動拠点運営要領 (仮称)	(略)	(略)
県物資拠点名	開設、運営の要領等名													
防災活動拠点 県営公園	(略) 県営公園防災活動拠点運営要領													
(略)	(略)													
県物資拠点名	開設、運営の要領等名													
防災活動拠点 県営公園	(略) 県営公園防災活動拠点運営要領 (仮称)													
(略)	(略)													
246	<p><u>2 緊急輸送</u></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 陸上輸送</p> <p>(イ) 緊急通行車両等の確認 【県（統括部、支部、警察本部）】 大規模地震の発生時は、緊急交通路が指定され緊急通行車両等以外の通行が規制されることから、緊急通行車両等の確認を実施し、災害応急対策の円滑な実施を図る。</p> <p>○ 緊急通行車両等の要件 緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条で規定する次の事項に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。 ・消防、水防その他の応急措置に関するもの。 ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。 ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。 ・施設及び設備の応急の復旧に関するもの。 ・廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの。 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。 ・緊急輸送の確保に関するもの。 ・前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの 	<p><u>2 緊急輸送</u></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 陸上輸送</p> <p>(イ) 緊急通行車両等の確認 【県（統括部、支部、警察本部）】 大規模地震の発生時は、緊急交通路が指定され緊急通行車両等以外の通行が規制されることから、緊急通行車両等の確認を実施し、災害応急対策の円滑な実施を図る。</p> <p>○ 緊急通行車両等の要件 緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条で規定する次の事項に該当するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。 ・消防、水防その他の応急措置に関するもの。 ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。 ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。 ・施設及び設備の応急の復旧に関するもの。 ・清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。 ・前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの 												

第11 県民生活の早期再建

具体的な取組

<予防・事前対策>

2 応急住宅対策

(2) 役割

機関名等	役割
県（都市整備部）	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関し市町村が行う指導・相談の支援体制の整備 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う者の育成等実施体制の整備 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の普及啓発 建設型応急住宅の適地調査要領の作成 建設型応急住宅の適地調査の取りまとめ 応急仮設住宅の供給体制の整備
（略）	（略）

(3) 具体的な取組内容

ア 応急措置等の指導、相談

【県（都市整備部）、市町村】

- 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関し、市町村の実施を支援するための体制整備を行う。

（略）

イ 応急仮設住宅の事前計画

（ア）事前の用地選定の考え方

【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】

（略）

【建設用地の選定基準】

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所
- ・土砂災害の危険箇所等（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）等に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所
- ・造成工事の必要性が低い場所

第11 県民生活の早期再建

具体的な取組

<予防・事前対策>

2 応急住宅対策

(2) 役割

機関名等	役割
県（都市整備部）	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し市町村が行う指導・相談の支援体制の整備 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う者の育成等実施体制の整備 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の普及啓発 建設型応急住宅の適地調査要領の作成 建設型応急住宅の適地調査の取りまとめ 応急仮設住宅の供給体制の整備
（略）	（略）

(3) 具体的な取組内容

ア 応急措置等の指導、相談

【県（都市整備部）、市町村】

- 県は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関し、市町村の実施を支援するための体制整備を行う。

（略）

イ 応急仮設住宅の事前計画

（ア）事前の用地選定の考え方

【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】

（略）

【建設用地の選定基準】

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所
- ・土砂災害の危険箇所等（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）等に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所
- ・造成工事の必要性が低い場所

250	<p><応急対策></p> <p><u>1 災害救助法の適用</u></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ウ 応急救助の実施方法</p> <p>(略)</p> <p>【応急救助の種類と実施者】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)</u></td><td><u>10日以内</u></td><td><u>市町村</u></td></tr> <tr> <td><u>被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</u></td><td><u>3ヶ月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了</u></td><td>市町村</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者区分	(略)	(略)	(略)	<u>被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)</u>	<u>10日以内</u>	<u>市町村</u>	<u>被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</u>	<u>3ヶ月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了</u>	市町村	(略)	(略)	(略)
救助の種類	実施期間	実施者区分														
(略)	(略)	(略)														
<u>被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)</u>	<u>10日以内</u>	<u>市町村</u>														
<u>被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)</u>	<u>3ヶ月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了</u>	市町村														
(略)	(略)	(略)														
257	<p><応急対策></p> <p><u>2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行</u></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 被災者台帳の作成 【市町村】</p> <p>(略)</p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p><応急対策></p> <p><u>2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行</u></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 被災者台帳の作成 【市町村】</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>															

5 動物愛護

(3) 具体的な取組内容

ウ 避難所における動物の適正な飼養

【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体、市町村】

県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

市町村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

5 動物愛護

(3) 具体的な取組内容

ウ 避難所における動物の適正な飼養

【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体】

県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

6 応急住宅対策

(3) 具体的な取組内容

イ 被災住宅の応急修理

市町村は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

（ア）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市町村は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

○修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

○修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

○修理の期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。

（イ）日常生活に必要な最小限度の部分の修理

○ 修理戸数の決定

6 応急住宅対策

(3) 具体的な取組内容

イ 被災住宅の応急修理

市町村は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

（ア）応急修理の実施

○ 修理戸数の決定

<p>被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修理の範囲 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度 ○ 修理の期間 災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。 <p>ウ 応急住宅の供与</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 応急仮設住宅</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の入居者選定 市町村は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・住居が全壊又は流出した者 ・居住する住宅がない者 ・自らの資力では住宅を確保することができない者 <p>※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。</p> <p>※ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。</p> <p>※ <u>応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となる。</u></p>	<p>被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修理の範囲 f 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度 ○ 修理の期間 災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。 <p>ウ 応急住宅の供与</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(イ) 応急仮設住宅</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の入居者選定 市町村は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・住居が全壊又は流出した者 ・居住する住宅がない者 ・自らの資力では住宅を確保することができない者 <p>※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。</p> <p>※ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。</p>
<p>264 <復旧対策></p> <p>1 生活再建の支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、<u>関係者が連携し、被災者の生活再建等のきめ細かな支援</u>を行い、県民生活の安定を図る。</p> <p>なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。</p>	<p><復旧対策></p> <p>1 生活再建の支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の<u>措置</u>を行い、県民生活の安定を図る。</p> <p>なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。</p>

271

(3) 具体的な取組内容

イ 被災者への融資等

(イ) 被災中小企業への融資 【県(産業対策部)】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

○ 県制度融資の貸付

【経営安定資金(災害復旧関連)】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者(組合含む) ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること
融資限度額	設備資金 <u>8,000</u> 万円(組合の場合 1億円) 運転資金 <u>8,000</u> 万円
資金使途	設備資金及び運転資金
貸付期間	設備資金 10年以内 運転資金 <u>10</u> 年以内
利率	大臣指定等貸付 年 <u>1.0～1.2</u> %以内 (令和5年10月時点) 知事指定等貸付 年 <u>1.1～1.3</u> %以内(〃)
担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

(3) 具体的な取組内容

イ 被災者への融資等

(イ) 被災中小企業への融資 【県(産業対策部)】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

○ 県制度融資の貸付

【経営安定資金(災害復旧関連)】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者(組合含む) ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること
融資限度額	設備資金 <u>5,000</u> 万円(組合の場合 1億円) 運転資金 <u>5,000</u> 万円(組合の場合 <u>6,000</u> 万円)
融資条件	使途 設備資金及び運転資金
	貸付期間 設備資金 10年以内 運転資金 <u>7</u> 年以内
	利率 大臣指定等貸付 年 <u>1.0</u> %以内 (令和 <u>2</u> 年度) 知事指定等貸付 年 <u>1.1</u> %以内(〃)
	担保 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人 個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
	償還方法 元金均等月賦償還 据置期間2年以内
	申込受付場所 中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

277

第3章 災害復興

基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、県民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構

第3章 災害復興

基本方針

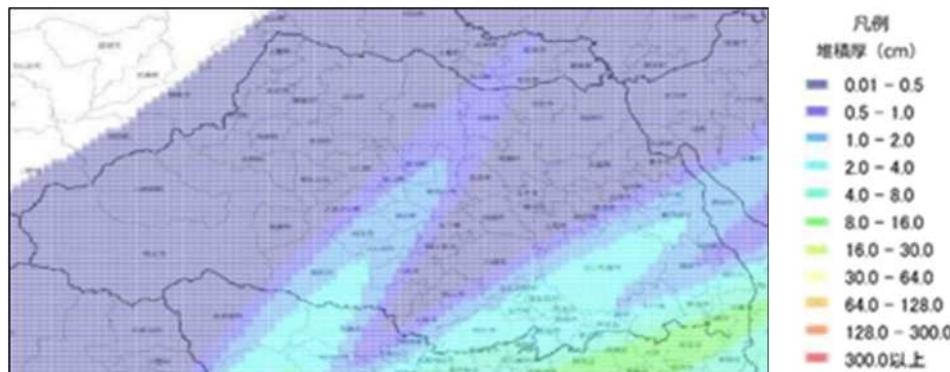
大規模災害により地域が大きく被災し、県民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構

	<p>をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、県、市町村及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、<u>ジェンダー主流化</u>の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。</p> <p>実施計画</p> <p>第1 復興に関する事前の取組の推進 【県（各部局）、市町村】 県（各部局）、市町村 早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。<u>また、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。</u></p>	<p>造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、県、市町村及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、<u>男女共同参画</u>の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。</p> <p>実施計画</p> <p>第1 復興に関する事前の取組の推進 【県（各部局）、市町村】 県（各部局）、市町村 早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手續等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。</p>
288	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</p> <p>実施計画</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】</p> <p>2 県民、企業等へのよびかけ 県及び市町村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、県民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>■住民の防災対応 ○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>■企業等の防災対応 ○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</p>	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</p> <p>実施計画</p> <p>第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】</p> <p>2 県民、企業等へのよびかけ 県及び市町村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、県民に対して、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。 また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>■住民の防災対応 ○日常生活を行いつつ、<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>■企業等の防災対応 ○<u>日頃からの</u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</p>
293	<p>第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置</p> <p>基本方針</p> <p>第1 趣旨 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）</u>は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的と</p>	(新設)

	<p>している。</p> <p><u>同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。</u></p> <p><u>このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。</u></p> <p><u>【資料編II-〇-〇】日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</u></p>	
293	<p><u>実施計画</u></p> <p>第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】</p> <p>1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達</p> <p><u>県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。</u></p> <p><u>情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。</u></p> <p>【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】</p> <pre> graph TD A[日本海溝・千島海溝沿いの想定震源域またはその周辺で地震が発生] --> B[気象庁においてMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）] B --> C[情報発表の条件を満たす先発地震である場合] C --> D[北海道・三陸沖後発地震注意情報発表] </pre> <p>2 県民、企業等へのよびかけ</p> <p><u>県及び市町村は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、県民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</u></p> <p><u>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</u></p> <p>■住民の防災対応</p> <p><u>○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

	<p><u>(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等</u></p> <p>○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。</p> <p><u>(例) 高いところに物を置かない、屋内ができるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等</u></p> <p>■企業等の防災対応</p> <p>○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。</p> <p><u>(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等</u></p> <p>第2 地震発生後の対応 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】</p> <p>異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。</p>	
295	<p>第6章 火山噴火降灰対策</p> <p>県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。</p> <p>富士山については、<u>中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。</u></p> <p>また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。</p>	<p>第5章 火山噴火降灰対策</p> <p>県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。</p> <p>富士山については、<u>富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。</u></p> <p>また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。</p>
297	<p>第2 実施計画</p> <p>被害想定</p> <p>○ 富士山が噴火した場合</p> <p><u>中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。</u></p>	<p>第2 実施計画</p> <p>被害想定</p> <p>○ 富士山が噴火した場合</p> <p><u>最大で2～10cm堆積可能性のあるエリアに県南地域が入っているほか、その他の地域で2cm未満の降灰が予想されている。</u></p>



(出典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」より抜粋)



(出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」)

297

具体的取組

<予防・事前対策>

1 火山噴火に関する知識の普及

(1) 取組方針

(略)

【噴火警報・予報、降灰予報】

(略)

○ 降灰予報（詳細）

(略)

降灰予報で使用する降灰量階級表

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや少量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

具体的取組

<予防・事前対策>

1 火山噴火に関する知識の普及

(1) 取組方針

(略)

【噴火警報・予報、降灰予報】

(略)

○ 降灰予報（詳細）

(略)

(新設)

	<p>○ 火山現象に関する情報等 気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</p> <p><u>①火山活動解説資料</u> <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u></p> <p><u>②月間火山概況</u> <u>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</u></p> <p><u>③噴火に関する火山観測報</u> <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れ方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p>	<p>○ 火山現象に関する情報等 気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p>												
302	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 応急活動体制の確立</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>7 農林水産業者への支援</td></tr> <tr><td>8 降灰の処理</td></tr> <tr><td><u>9 物価の安定、物資の安定供給</u></td></tr> </table>	1 応急活動体制の確立	(略)	7 農林水産業者への支援	8 降灰の処理	<u>9 物価の安定、物資の安定供給</u>	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 応急活動体制の確立</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>7 農業者への支援</td></tr> <tr><td>8 降灰の処理</td></tr> <tr><td><u>9 范囲な被害を受けた他都県の除灰処理支援</u></td></tr> <tr><td><u>10 広域一時滞在</u></td></tr> <tr><td><u>11 物価の安定、物資の安定供給</u></td></tr> </table>	1 応急活動体制の確立	(略)	7 農業者への支援	8 降灰の処理	<u>9 范囲な被害を受けた他都県の除灰処理支援</u>	<u>10 広域一時滞在</u>	<u>11 物価の安定、物資の安定供給</u>
1 応急活動体制の確立														
(略)														
7 農林水産業者への支援														
8 降灰の処理														
<u>9 物価の安定、物資の安定供給</u>														
1 応急活動体制の確立														
(略)														
7 農業者への支援														
8 降灰の処理														
<u>9 范囲な被害を受けた他都県の除灰処理支援</u>														
<u>10 広域一時滞在</u>														
<u>11 物価の安定、物資の安定供給</u>														
305	<p>2 情報の収集・伝達 (3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 降灰に関する被害情報の伝達 【県、市町村】 市町村は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。 県<u>及び</u>市町村は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。</p> <p>【降灰調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 降灰の有無・堆積の状況 • 時刻・降灰の強さ • 構成粒子の大きさ • 構成粒子の種類・特徴等 • 堆積物の採取 • 写真撮影 • 降灰量・降灰の厚さ 	<p>2 情報の収集・伝達 (3) 具体的な取組内容</p> <p>イ 降灰に関する被害情報の伝達 【県、市町村】 市町村は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。 県は、<u>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに</u>降灰の情報を伝達する。</p> <p>【降灰調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 降灰の有無・堆積の状況 • 時刻・降灰の強さ • 構成粒子の大きさ • 構成粒子の種類・特徴等 • 堆積物の採取 • 写真撮影 • 降灰量・降灰の厚さ • 構成粒子の大きさ 												

	<p><u>2 情報の収集・伝達</u></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ウ 降灰に伴うとるべき行動の周知 【県、市町村】 (略)</p> <p>県民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、<u>ツイッター</u>、データ放送など）も活用する。</p>	<p><u>2 情報の収集・伝達</u></p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ウ 降灰に伴うとるべき行動の周知 【県、市町村】 (略)</p> <p>県民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、<u>ツイッター</u>、データ放送など）も活用する。</p>
307	<p><u>5 医療救護</u> 【県（医療救急部）、市町村】</p> <p>「第2章－第6 医療救護等対策－<応急対策>（第2編－172ページ）」を準用する。</p> <p><u>火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への影響が懸念される</u>ため、対応が必要である。</p>	<p><u>5 医療救護</u> 【県（医療救急部）、市町村】</p> <p>「第2章－第6 医療救護等対策－<応急対策>（第2編－172ページ）」を準用する。</p> <p><u>現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高い</u>ため、対応が必要である。</p>
308	<p><u>6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</u></p> <p>【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】</p> <p>「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>（第2編－76ページ）」を準用する。</p> <p>○ <u>大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）</u>では、以下の被害が想定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道：<u>微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。</u> ・道路：<u>乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。</u> ・物資：<u>一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通障害が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。</u> ・人の移動：<u>鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に障害が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。</u> ・電力：<u>降雨時 0.3cm 以上で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上で火力発</u> 	<p><u>6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</u></p> <p>【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】</p> <p>「第2章－第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>（第2編－76ページ）」を準用する。</p> <p>○ <u>他県の例では、下記の事例が報告されている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備：<u>降灰の荷重により、電線が切れる。雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。</u> ・上水道：<u>水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。</u> ・道路：<u>降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。</u> ・鉄道：<u>分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。</u>

	<p><u>電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信 : 噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。 ・上水道 : 原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。 ・下水道 : 降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。 ・建物 : 降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。 ・健康被害 : 降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。 	
308	<p><u>7 農林水産業者への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。 ○ 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。 ○ <u>河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。</u> 	<p><u>7 農業者への支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。 ○ 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。
309	<p><u>8 降灰の処理</u></p> <p>(1) 取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。 ○ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。 ○ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管 	<p><u>8 降灰の処理</u></p> <p>(1) 取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。 ○ 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。 ○ 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管

	<p>理者)の責任において実施するものとする。</p> <p><u>○ 具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。</u></p>	<p>理者)の責任において実施するものとする。</p> <p><u>○ 県及び市町村は、火山灰の処分場所を事前に選定する。</u></p> <p><u>○ 県は、最終処分場の確保が難しい場合に備え、広域的な処分を検討するとともに、国に働きかけていく。</u></p>
309	(削除)	<p><u>9 巨大な被害を受けた他都県の除灰処理支援 【県（統括部、環境対策部）】</u></p> <p><u>○ 県は、降灰が多く、除灰対応が困難な都県がある場合には、応援職員の派遣や必要物資の調達、降灰の収集・処分作業を支援する。</u></p>
309	(削除)	<p><u>10 広域一時滞在 【県（統括部）、市町村】</u></p> <p><u>○ 火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他都道府県の住民を受け入れる。</u></p> <p><u>○ 「第5編 広域応援編－<応急対策>－12 広域避難の支援（第5編－22ページ）」を準用する。</u></p>
310	<p><u>9 物価の安定、物資の安定供給 【県（県民安全部、統括部）、市町村】</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>11 物価の安定、物資の安定供給 【県（県民安全部、統括部）、市町村】</u></p> <p>(略)</p>
320	<p>第7章 シビアコンディション</p> <p>第3 シビアコンディションの共有と取組の実施</p> <p>⑦ デマやチェーンメールは新たな災害</p> <p>(略)</p> <p>その中で、SNSによる新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。</p> <p>対策の方向性</p> <p>(略)</p> <p><u>○ 政府や行政は発災後速やかに、テレビやラジオ等の多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。</u></p>	<p>第7章 シビアコンディション</p> <p>第3 シビアコンディションの共有と取組の実施</p> <p>⑦ デマやチェーンメールは新たな災害</p> <p>(略)</p> <p>その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。</p> <p>対策の方向性</p> <p>(略)</p> <p><u>○ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。</u></p>

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第3編 風水害対策編】

第2 風水害時の浸水害への対応

(新設)

○ 概要

台風の大風により河川の越水が起こり、大規模な浸水が発生したことを想定。各機関における避難所の開設、避難情報の発令、福祉施設等入所者の移送や救出、救助、御遺体の対応、物資供給、廃棄物対策などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

組織名称		対処事項															関係する機関											
		統括部	港外財政部	総務部	農林対策部	給水部	産業対策部	環境対策部	救援福祉部	医療救急部	店舗復旧部	市町村	支部	議会部	文教部	輸送部	下水道対策部	陸上・自衛隊	警察本部	消防本部	内閣府（防災担当）	荒川上流河川事務所	荒谷地方気象台	東京電力・東京ガス協同組合	風捲災害協同組合	避難所設備団体		
全般	風本部運営	◎												◎														
	情報収集、施設応急対策	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	リエゾンの派遣	◎																				◎	◎					
	災害情報、洪水予報等	◎																				◎	◎					
	住民への注意喚起	◎																										
応急対応	救出・救急活動	◎							◎										◎	◎	◎							
	医療救護等対策		◎						◎									◎	◎	◎								
	御遺体対応		◎					◎									◎	◎										
被災者支援	避難対策、避難所運営									◎	◎	◎	◎	◎														
	避難指揮、避難誘導、移送								◎																			
	避難所運営における新型感染症対策								◎	◎	◎	◎	◎	◎														
	要配慮者対策								◎												◎							
	福祉施設入所者の移送								◎												◎							
	物資供給・輸送対策								◎												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	物資の調達、供給、輸送	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ライインフ	ライフライン対策								◎												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	道路対策								◎												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	危機物対策								◎												◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

第3 風水害時の大規模停電への対応

○ 概要

台風の大雨により河川の越水が起こり、大規模な停電が発生したことを想定。各機関における電源需要や電源能力を把握し、電源供給の実施などの応急対策を設定。

○ 関係する機関の役割及び連携

		組織名称																		
		対処事項																		
		関係する機関																		
		統括部	総務部	県民安全部	給水部	救援福祉部	医療救急部	住宅対策部	下水道対策部	支部	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	東京電力パワーグリッド	東ガス協会	東日本旅客鉄道	自動車事業者	災害拠点病院等	
全般	貴本部運営	本部、支部運営 情報収集、施設応急対策 リエゾンの派遣	◎						○											
	対応応急	広報	停電、復旧情報の広報	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		被災者支援	医療救護等対策	病院等の業務継続 福祉施設等の業務継続	○		○				○	○	○				○	○	○	○
ライフルライン			避難所運営	避難所の開設・運営	○		○○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ライフルライン		物資調達・輸送対策	燃料の調達、供給、輸送 電気・ガス・水道の復旧 電源車の派遣 電気自動車の派遣 ガスの提供	○		○		○	○	○○○	○	○○○○	○	○○○○	○	○○○○	○	○○○○	○
		道路・交通対策	道路規制・啓閉・復旧 鉄道施設の応急対策	○			○		○	○	○○○	○	○	○	○○○	○	○○○	○	○○○	○

【凡例】◎：主要機関（Primary） ○：支援機関（Secondary）

※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。

(新設)

第2章 施策ごとの具体的計画 第2 災害に強いまちづくりの推進

現況

〈治山〉

- 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和4年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地 915 か所、崩壊土砂流出危険地区 812 か所、地すべり危険箇所 150 か所、計 1,877 か所となっている。

第2章 施策ごとの具体的計画 第2 災害に強いまちづくりの推進

現況

〈治山〉

- 効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和3年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地 915 か所、崩壊土砂流出危険地区 808 か所、地すべり危険箇所 150 か所、計 1,873 か所となっている。

14	<p>〈砂防〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域 <p>(略)</p> <p>(令和5年3月時点)</p> <table border="1" data-bbox="208 361 1066 425"> <thead> <tr> <th></th><th>地すべり</th><th>土石流</th><th>急傾斜地</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒区域の区域数</td><td>108</td><td><u>1,497</u></td><td>3,620</td><td>5,225</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※上記の「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」については、国土交通省通知「土砂災害危険箇所の今後の取扱いについて」(下記(抜粋))を踏まえ、埼玉県地域防災計画における「土砂災害危険箇所」等の記載を令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更する。</p> <p>~抜粋~</p> <p>令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする。</p> <p>令和6年度以降、土砂災害警戒区域(土石流)より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。</p>		地すべり	土石流	急傾斜地	計	土砂災害警戒区域の区域数	108	<u>1,497</u>	3,620	5,225
	地すべり	土石流	急傾斜地	計							
土砂災害警戒区域の区域数	108	<u>1,497</u>	3,620	5,225							
16	<p>〈ため池〉</p> <p>比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に<u>467</u>箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。</p>										
23	<p>ウ 道路橋梁の維持補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の維持補修 <p>県管理国県道実延長は<u>2,775.2km(令和4年4月1日時点)</u>で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁の維持補修 <p>県管理橋梁総数<u>2,792橋(令和5年4月1日時点)</u>で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。</p> <p>ウ 道路橋梁の維持補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の維持補修 <p>県管理国県道実延長は<u>2,781.7km(令和3年4月1日時点)</u>で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁の維持補修 <p>県管理橋梁総数<u>2,795橋(令和4年4月1日時点)</u>で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。</p>										

5 土砂災害予防

(3) 具体的な取組内容

土砂災害全般にわたる取組として、土砂災害警戒区域等の指定を行い、警戒避難体制を確立する。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、盛土による災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。

ア 土砂災害警戒区域等の指定 【県（県土整備部）、市町村】

県は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域について土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにする。

市町村は、区域指定に基づき、警戒避難体制を整備する。

（略）

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

・土砂災害警戒区域における対策

市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

（略）

5 土砂災害予防

(3) 具体的な取組内容

土砂災害全般にわたる取組として、土砂災害警戒区域等の指定を行い、警戒避難体制を確立する。併せて、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、山地災害、盛土による災害といった個別の現象に対し、予防対策を行う。

ア 土砂災害警戒区域等の指定 【県（県土整備部）、市町村】

県は土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）について、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにする。

市町村は、区域指定に基づき、警戒避難体制を整備する。

（略）

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

・土砂災害警戒区域における対策

市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

（略）

オ 山地災害危険地区の予防対策 【県（農林部）】

○ 保安林の指定等

県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。山地災害から県民の生活を守るために、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、令和4年度末現在、保安林面積は、48,068ha である。

（略）

○ 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進する。また、埼玉県5か年計画では県土の強靭化の推進を施策として、治山事業による災害防止施設の整備等のハード対策と県民が早期の避難を自ら行えるよう山地災害危険地区的市町村地域防災計画への掲載等のソフト対策を推進していく。さらに、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化等を推進する。

オ 山地災害危険地区の予防対策 【県（農林部）】

○ 保安林の指定等

県土の保全上特に必要な森林を保安林に指定し、適正に維持管理を行う。令和3年度末現在、山地災害から県民の生活を守るために、公益上特に必要な森林を保安林に指定し、将来にわたり適正に維持管理を行う保安林面積は、48,042ha である。

（略）

○ 治山事業の推進

山地災害に対しては、国の森林整備保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業を推進する。また、埼玉県5か年計画では土砂災害防止対策の推進を施策として、治山事業による災害防止施設の整備等のハード対策と県民が早期の避難を自ら行えるよう山地災害危険地区的市町村地域防災計画への掲載等のソフト対策を推進していく。さらに、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化等を推進する。

31	<p>カ 盛土による災害の予防対策</p> <p>【県（危機管理防災部、環境部、農林部、国土整備部、都市整備部）、市町村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が確認された盛土に対する是正指導 県、市町村は盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</u>
42	<p>第4 応急対応力の強化</p> <p><応急対策></p> <p>3 土砂災害防止</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報の発表 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。</p> <p>(カ) 二次災害の防止 (略) 市町村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、<u>土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）</u>の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。</p>
	<p>第4 応急対応力の強化</p> <p><応急対策></p> <p>3 土砂災害防止</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報の発表 土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 土砂災害警戒情報に関する業務については、「埼玉県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」により措置する。</p> <p>(カ) 二次災害の防止 (略) 市町村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、<u>土砂災害危険箇所</u>の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。</p> <p>第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備</p> <p>1 特別警報・警報・注意報等の伝達</p> <p>(3) 具体的な取組内容</p> <p>ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等</p> <p>○ 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときは「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテ</p>

テレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(略)

等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(略)

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
(略)	(略)	(略)
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
(略)	(略)	(略)
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が <u>対象としてあげられる</u> 。高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。
(略)	(略)	(略)
注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(略)

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種類	発表基準
(略)	(略)
注意報	(略)
融雪	
なだれ	
(略)	(略)

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
(略)	(略)	(略)
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
(略)	(略)	(略)
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等 <u>は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。</u> 高齢者等 <u>は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
(略)	(略)	(略)
注意報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

(略)

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種類	発表基準
(略)	(略)
注意報	(略)
(略)	(略)

※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めいない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

(略)

○ 各種気象情報

- ・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「頗著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「頗著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「頗著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂 キ キ クル（大雨 警報（土砂 災害）の危 険度分布） ※	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水 キ キ クル（大雨 警報（浸水 害）の危険 度分布）	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。
洪水 キ キ クル（洪水 警報の危 険度分布）	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに<u>身の安全を確保する必要がある</u>とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難<u>する必要がある</u>とされる警戒レベル4に相当。

(略)

○ 各種気象情報

- ・全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂 キ キ クル（大雨 警報（土砂 災害）の危 険度分布） ※	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水 キ キ クル（大雨 警報（浸水 害）の危険 度分布）	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水 キ キ クル（洪水 警報の危 険度分布）	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指數の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

（略）

・記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生にながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所キクルで確認する必要がある。

（略）

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

【指定河川洪水予報】

種類	表題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場</p>

	<p>ル3に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指數の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

（略）

・記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

（略）

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

【指定河川洪水予報】

種類	表題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	<p>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</p> <p>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p>
	氾濫危険情報	<p>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</p> <p>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場</p>

		合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。		合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)
		(イ) 水防法に基づく水位周知 (略) 【国が管理委する河川の水位周知】 (略) 【県知事が管理する河川の水位周知】 (略) 【群馬県知事が管理する河川の水位周知】 (略) 【東京都知事が管理する河川の水位周知】 水防法第13条第2項により、東京都知事が行う水位周知河川のうち、埼玉県に関係する河川はのとおりである。 白子川		(イ) 水防法に基づく水位周知 (略) 【国が管理委する河川の水位周知】 (略) 【県知事が管理する河川の水位周知】 (略) 【群馬県知事が管理する河川の水位周知】 (略)
		(略)		(略)
		ク 気象警報等の伝達 気象業務法に基づき、熊谷地方気象台及び気象庁本庁は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。		ク 気象警報等の伝達 気象業務法に基づき、熊谷地方気象台は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。
		【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】 (表の修正)		【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】 (表)
		(略)		(略)
○	○ 関係国土交通省機関(各河川事務所等)に行う通知 ・気象警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。 ・通知する警報事項は上記に準じて行う。		○ 国土交通省荒川上流河川事務所に行う通知 ・気象警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報等を通知する。 ・通知する警報事項は上記に準じて行う。	
		【伝達系統図】 (図の修正)		【伝達系統図】 (図)

	<p>第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備</p> <p>3 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達</p> <p>(1) 風水害時に収集すべき情報</p> <p>【警戒段階で収集すべき情報の例示】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報項目</th><th>情報の内容</th><th>収集時期</th><th>収集源</th><th>伝達手段・経路等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)気象警報等、気象情報</td><td>予測される雨量等警戒すべき災害事項</td><td>発表後即時</td><td>・熊谷地方気象台</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(ウ)危害危険箇所等の情報の収集</td><td> 河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等 <small>(令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更)における発災危険状況</small> ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象 </td><td>異常の覚知後即時</td><td> ・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線 </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等	(ア)気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(ウ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等 <small>(令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更)における発災危険状況</small> ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線 	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等																											
(ア)気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ 																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
(ウ)危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等 <small>(令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更)における発災危険状況</small> ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線 																											
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																											
81	<p>第11 竜巻等突風対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 竜巻の発生状況</p> <p>竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。</p> <p>日本では、年平均で約20件（2007年～2022年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。</p>																														
	<p>第11 竜巻等突風対策</p> <p>(略)</p> <p>○ 竜巻の発生状況</p> <p>竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。</p> <p>日本では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。</p>																														

	<p><復旧対策></p> <p>2 被災者支援</p> <p><参考></p> <p>【平成 25 年 9 月の竜巻灾害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む】</p> <table border="1"> <tr> <td>育児・教育支援</td><td>・母子父子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） (略)</td><td>(略) ・放課後児童クラブ保育料の減免等</td></tr> <tr> <td>公共料金等に関する支援</td><td colspan="2">・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー㈱・東京電力パワーグリッド㈱その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） (略)</td></tr> </table>	育児・教育支援	・母子父子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） (略)	(略) ・放課後児童クラブ保育料の減免等	公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー㈱・東京電力パワーグリッド㈱その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） (略)		<p><復旧対策></p> <p>2 被災者支援</p> <p><参考></p> <p>【平成 25 年 9 月の竜巻灾害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む】</p> <table border="1"> <tr> <td>育児・教育支援</td><td>・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） (略)</td><td>(略) ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等</td></tr> <tr> <td>公共料金等に関する支援</td><td colspan="2">・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド㈱） (略)</td></tr> </table>	育児・教育支援	・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） (略)	(略) ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等	公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド㈱） (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
育児・教育支援	・母子父子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） (略)	(略) ・放課後児童クラブ保育料の減免等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー㈱・東京電力パワーグリッド㈱その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
育児・教育支援	・母子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） (略)	(略) ・児童クラブ、学童クラブ保育料の減免等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力パワーグリッド㈱） (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
107	<p>第 5 章 雪害計画</p> <p>第 3 埼玉版 F E M A における役割分担</p> <p>1 大雪災害時の降雪被害への対応</p> <p>○ 概要</p> <p>埼玉県北部や秩父地方で記録的な大雪が降り、農業被害や道路での立ち往生、孤立地域が発生したことを想定。各機関における初動体制や応急能力を把握し、除雪や道路啓開、孤立地域への物資輸送などの応急対策を設定。</p> <p>○ 関係する機関の役割及び連携</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">組織名称</th> <th colspan="12">県</th> <th colspan="3">関係機関</th> <th colspan="3">民間</th> </tr> <tr> <th>総務部</th> <th>港湾部</th> <th>総務部</th> <th>農林水産部</th> <th>農業政策部</th> <th>環境対策部</th> <th>医療福祉部</th> <th>医療救急部</th> <th>下水道対策部</th> <th>輸送部</th> <th>警備部</th> <th>市町村</th> <th>消防本部</th> <th>警察本部</th> <th>陸上自衛隊</th> <th>内閣府</th> <th>熊谷地方気象台</th> <th>電気事業者</th> <th>ガス事業者</th> <th>物資事業者等</th> <th>県トータル協会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全般</td> <td>県本部運営</td> <td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>情報収集、施設応急対策</td> <td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td rowspan="2">応急対応</td> <td>リエゾンの派遣、人命応援</td> <td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>広報</td> <td>大雪、被害情報、住民への注意喚起</td> <td>◎</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td rowspan="2">被災者支援</td> <td>活動拠点の開設・運営</td> <td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr> <tr> <td>救出・救急活動</td> <td>車両立ち往生対策</td> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="2">被災者支援</td> <td>医療救援等対策</td> <td>DMAT、医療活動</td> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>孤立集落対策</td> <td>安否確認、避難支援</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ライインフ</td> <td>物資供給・輸送対策</td> <td>物資拠点の開設・運営</td> <td>◎</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>公共交通機関の運休、復旧</td> <td>物資の調達、供給、輸送</td> <td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ライインフ</td> <td>電気・ガス・水道・通信の復旧</td> <td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>道路対策</td> <td>道路規制・除雪・復旧</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	組織名称		県												関係機関			民間			総務部	港湾部	総務部	農林水産部	農業政策部	環境対策部	医療福祉部	医療救急部	下水道対策部	輸送部	警備部	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	内閣府	熊谷地方気象台	電気事業者	ガス事業者	物資事業者等	県トータル協会	全般	県本部運営	◎								◎◎												情報収集、施設応急対策	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	応急対応	リエゾンの派遣、人命応援	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	広報	大雪、被害情報、住民への注意喚起	◎	○								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	被災者支援	活動拠点の開設・運営	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	救出・救急活動	車両立ち往生対策	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被災者支援	医療救援等対策	DMAT、医療活動	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	孤立集落対策	安否確認、避難支援	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ライインフ	物資供給・輸送対策	物資拠点の開設・運営	◎							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公共交通機関の運休、復旧	物資の調達、供給、輸送	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ライインフ	電気・ガス・水道・通信の復旧	○								○													道路対策	道路規制・除雪・復旧	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<p>第 5 章 雪害計画</p> <p><u>(新設)</u></p>
組織名称				県												関係機関			民間																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		総務部	港湾部	総務部	農林水産部	農業政策部	環境対策部	医療福祉部	医療救急部	下水道対策部	輸送部	警備部	市町村	消防本部	警察本部	陸上自衛隊	内閣府	熊谷地方気象台	電気事業者	ガス事業者	物資事業者等	県トータル協会																																																																																																																																																																																																																																																																																															
全般	県本部運営	◎								◎◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	情報収集、施設応急対策	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																
応急対応	リエゾンの派遣、人命応援	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	広報	大雪、被害情報、住民への注意喚起	◎	○								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																															
被災者支援	活動拠点の開設・運営	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	救出・救急活動	車両立ち往生対策	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
被災者支援	医療救援等対策	DMAT、医療活動	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	孤立集落対策	安否確認、避難支援	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ライインフ	物資供給・輸送対策	物資拠点の開設・運営	◎							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	公共交通機関の運休、復旧	物資の調達、供給、輸送	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ライインフ	電気・ガス・水道・通信の復旧	○								○																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	道路対策	道路規制・除雪・復旧	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															

	<p style="text-align: center;">【凡例】◎：主要機関（Primary）　○：支援機関（Secondary）</p> <p>※◎、○は、今後の実災害や訓練の結果等を踏まえて適宜見直していく。</p>	
108	<p><u>第4 実施計画</u> 具体的な取組 <予防・事前対策> <u>1 県民が行う雪害対策</u> (3) 具体的な取組内容 ア 自助の取組 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】 ○ 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。 なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は<u>スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着</u>、車内にスコップ、<u>砂</u>、飲料水及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。 ○ 県及び市町村は、県民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。 (略)</p> <p><u>5 孤立予防対策</u> (3) 具体的な取組内容 イ 孤立のおそれがある地区的状況把握 (略) ・地すべり等土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）に孤立化のおそれのある集落に通じる道路があり、<u>土砂災害発生時に、道路が被災した場合、交通途絶の可能性が高い</u></p>	<p><u>第3 実施計画</u> 具体的な取組 <予防・事前対策> <u>1 県民が行う雪害対策</u> (3) 具体的な取組内容 ア 自助の取組 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】 ○ 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市町村が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。 なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクリーパー、飲料水及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。 ○ 県及び市町村は、県民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。 (略)</p> <p><u>5 孤立予防対策</u> (3) 具体的な取組内容 イ 孤立のおそれがある地区的状況把握 (略) ・地すべり等土砂災害危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い</p>
111	<p><u>3 雪害における応急対応力の強化</u> (3) 具体的な取組内容 イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 【県（関係部局、警察本部）、市町村、消防機関、防災関係機関】 (略)</p>	<p><u>3 雪害における応急対応力の強化</u> (3) 具体的な取組内容 イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化 【県（関係部局、警察本部）、市町村、消防機関、防災関係機関】 (略)</p>

○ 県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第5編 広域応援編】

頁	新	旧																																
4	<p>広域連携の枠組み (略)</p> <p>(5) 国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み (略)</p> <p>イ その他の仕組み（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係省庁</th> <th>仕組の名称</th> <th>主な支援内容</th> <th>県関係部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省 <small>※令和6年4月1日から 国土交通省の所管となる</small></td> <td>水道</td> <td>応急給水、被災した 水道施設の応急復旧</td> <td>保健医療部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局	(略)	(略)	(略)	(略)	厚生労働省 <small>※令和6年4月1日から 国土交通省の所管となる</small>	水道	応急給水、被災した 水道施設の応急復旧	保健医療部	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>広域連携の枠組み (略)</p> <p>(5) 国等が関与して全国的に行われる応援要員派遣の仕組み (略)</p> <p>イ その他の仕組み（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係省庁</th> <th>仕組の名称</th> <th>主な支援内容</th> <th>県関係部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>水道</td> <td>応急給水、被災した 水道施設の応急復旧</td> <td>保健医療部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局	(略)	(略)	(略)	(略)	厚生労働省	水道	応急給水、被災した 水道施設の応急復旧	保健医療部	(略)	(略)	(略)	(略)
関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
厚生労働省 <small>※令和6年4月1日から 国土交通省の所管となる</small>	水道	応急給水、被災した 水道施設の応急復旧	保健医療部																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
関係省庁	仕組の名称	主な支援内容	県関係部局																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															
厚生労働省	水道	応急給水、被災した 水道施設の応急復旧	保健医療部																															
(略)	(略)	(略)	(略)																															

埼玉県地域防災計画 新旧対照表

【第6編 事故災害対策編】

頁	新	旧
2	<p>第1節 火災対策計画</p> <p>第1 火災予防</p> <p>2 行政指導の徹底</p> <p>(2) 市町村消防計画の作成指導</p> <p>サ 避難計画</p> <p>避難に関する計画は、<u>生命、身体</u>を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくよう指導する。</p> <p>3 火災予防対策 【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関】</p> <p>火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。</p> <p>(1) 建築物の不燃化</p> <p>建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。</p> <p>ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域<u>又は</u>準防火地域の指定拡大 (略)</p> <p>【資料編VI-1-1】防火地域<u>又は</u>準防火地域の指定状況</p>	<p>第1節 火災対策計画</p> <p>第1 火災予防</p> <p>2 行政指導の徹底</p> <p>(2) 市町村消防計画の作成指導</p> <p>サ 避難計画</p> <p>避難に関する計画は、<u>身体、生命</u>を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の指示、避難経路、避難先等を具体的に定めておくよう指導する。</p> <p>3 火災予防対策 【危機管理防災部、都市整備部、市町村、消防機関】</p> <p>火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。</p> <p>(1) 建築物の不燃化</p> <p>建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。</p> <p>ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域<u>及び</u>準防火地域の指定拡大 (略)</p> <p>【資料編VI-1-1】防火地域<u>及び</u>準防火地域の指定状況</p>
6	<p>第3 大規模火災予防</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 災害に強いまちの形成 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】</p> <p>県及び市町村は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るために土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域<u>又は</u>準防火地域の指定、防火性に配慮した<u>地区計画の指定など</u>を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 大規模火災予防</p> <p>2 災害に強いまちづくり</p> <p>(1) 災害に強いまちの形成 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】</p> <p>県及び市町村は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るために土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域<u>及び</u>準防火地域の防火性に配慮した<u>地区計画等的確な指定等</u>を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。</p> <p>(略)</p>
7	<p>(2) 火災に対する建築物の安全化</p> <p>イ 建築物の不燃化</p> <p>建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。</p> <p>(ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域<u>又は</u>準防火地域の指定拡大</p>	<p>(2) 火災に対する建築物の安全化</p> <p>イ 建築物の不燃化</p> <p>建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。</p> <p>(ア) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域<u>及び</u>準防火地域の指定拡大</p>

8	<p>第3 大規模火災予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) 情報の収集・連絡 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】</p> <p>ア 情報の収集・連絡体制の整備 県及び市町村は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間ににおける情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。</p>	<p>第1節 火災対策計画</p> <p>第3 大規模火災予防 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) 情報の収集・連絡 【危機管理防災部、都市整備部、市町村】</p> <p>ア 情報の収集・連絡体制の整備 県及び市町村は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間ににおける情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。</p>
9	<p>3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (5) 避難収容活動への備え 市町村は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市町村は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るために、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。 なお、避難路の指定については、「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」に準じるほか、防火地域又は準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。</p>	<p>3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (5) 避難収容活動への備え 市町村は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市町村は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るために、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。 なお、避難路の指定については、「第2編 震災対策編－第2章－第8 避難対策」に準じるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。</p>
14	<p>第5 林野火災予防 2 実施計画 イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え (ア) 情報の収集・連絡関係 ① 情報の収集・連絡体制の整備 県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。</p>	<p>第5 林野火災予防 2 実施計画 イ 迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え (ア) 情報の収集・連絡関係 ① 情報の収集・連絡体制の整備 県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。</p>
25	<p>第2節 危険物等災害対策計画 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【保健医療部、警察本部、施設管理者】</p>	<p>第2節 危険物等災害対策計画 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 【保健医療部、警察本部、施設管理者】</p>

	<p>1 活動方針</p> <p>毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。</p> <p>また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の<u>特殊災害小隊（毒劇物災害）</u>により、応急措置を講ずる。</p>	<p>1 活動方針</p> <p>毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。</p> <p>また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。</p> <p>なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の<u>特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）</u>により、応急措置を講ずる。</p>
26	<p>第2節 危険物等災害対策計画</p> <p>第6 サリン等による人身被害対策計画 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】</p> <p>3 応急措置</p> <p>(2) 情報収集</p> <p>ア 県</p> <p>(イ) ヘリコプターによる被害状況の把握</p> <p>災害現場状況を上空より視認できる場合は、県防災ヘリコプターにより被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁に送り、事故災害応急対策活動に利用する。</p>	<p>第2節 危険物等災害対策計画</p> <p>第6 サリン等による人身被害対策計画 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】</p> <p>3 応急措置</p> <p>(2) 情報収集</p> <p>ア 県</p> <p>(イ) ヘリコプターによる被害状況の把握</p> <p>災害現場状況を上空より視認できる場合は、県防災ヘリコプターにより被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システムにより県庁に送り、事故災害応急対策活動に利用する。</p>
27	<p>第6 サリン等による人身被害対策計画 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】</p> <p>3 応急措置</p> <p>(4) 救出、救助</p> <p>ウ 緊急消防援助隊</p> <p>特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の求め又は指示による緊急消防援助隊の<u>特殊災害小隊（毒劇物災害）</u>等により対処する。</p>	<p>第6 サリン等による人身被害対策計画 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】</p> <p>3 応急措置</p> <p>(4) 救出、救助</p> <p>ウ 緊急消防援助隊</p> <p>特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の求め又は指示による緊急消防援助隊の<u>特殊災害中隊（毒劇物等対応小隊）</u>等により対処する。</p>
30	<p>第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 【直轄、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、農林部、企業局、下水道局、教育局、警察本部、市町村、消防機関、原子力事業者等、道路管理者、<u>指定公共機関、指定地方公共機関</u>】</p>	<p>第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 【直轄、総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、農林部、企業局、下水道局、教育局、警察本部、市町村、消防機関、原子力事業者等、道路管理者】</p>

	<p>第2 予防対策</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害対策への備え</p> <p>(4) 防護資機材の整備 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、<u>指定公共機関、指定地方公共機関</u>】</p> <p>県、市町村、警察、消防機関、<u>指定公共機関及び指定地方公共機関</u>は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。</p>	<p>第2 予防対策</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害対策への備え</p> <p>(4) 防護資機材の整備 【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、市町村、消防機関】</p> <p>県、市町村、警察及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。</p>
47	<p>第5節 道路災害対策計画</p> <p>第1 道路灾害予防</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 情報の収集・連絡</p> <p>ア 災害情報の収集・連絡体制の整備 【県、市町村、道路管理者】</p> <p>県、市町村及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</p> <p>また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。</p>	<p>第5節 道路災害対策計画</p> <p>第1 道路灾害予防</p> <p>2 実施計画</p> <p>(2) 情報の収集・連絡</p> <p>ア 災害情報の収集・連絡体制の整備 【県、市町村、道路管理者】</p> <p>県、市町村及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。</p> <p>また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。</p>